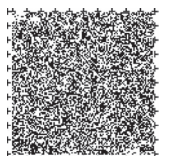


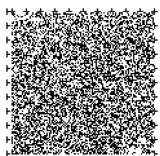
第7期春日部市障害福祉計画 (令和6年度～令和8年度)

障がいのある人もない人も、
地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざして
～地域社会における共生の推進～



令和6年3月
春日部市





はじめに

本市では、平成18年度に「障害者自立支援法」の施行に伴い、春日部市障害福祉計画を策定し、障がいのある人の日常生活の支援や社会参加の促進、権利擁護など各種障がい者施策を推進してまいりました。

加齢に伴う障害の重度化や、介護者を含めた高齢化が進んでいることから、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが求められており、そのためには、必要なサービス量の確保と適切な支援の更なる取組が必要と考えております。一方、令和6年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等の改正により、障がいのある人の地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援など、新たな取組も必要となってまいります。

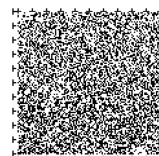


こうした動向を踏まえ、障がいのある人、障がい者団体及び事業所の代表者、学識経験者、公募委員等で構成する春日部市障害者計画等審議会において、現行計画を見直し、「第7期春日部市障害福祉計画」を策定いたしました。本計画に基づき、障がい者施策の総合的且つ横断的な取組を推進してまいりますので、皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました春日部市障害者計画等審議会、春日部市自立支援協議会をはじめ、調査等にご協力いただきました障害者支援事業所並びに市民の皆様に、心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

春日部市長 岩谷一弘

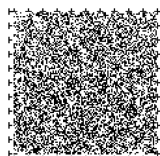


目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 基本理念	4
5 国の基本指針について	4
第2章 目標値	5
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	5
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
3 地域生活支援の充実	7
4 福祉施設から一般就労への移行	8
5 障がい児支援の提供体制の整備等	10
6 相談支援体制の充実・強化等	13
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	15
第3章 サービスの見込み量	16
1 訪問系サービス	18
2 日中活動系サービス	21
3 居住系サービス	31
4 相談支援	35
5 発達障害関連	39
6 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	40
7 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	40
8 児童福祉法に基づくサービス	41
9 地域生活支援事業	49
10 その他市の福祉事業	70

【音声コードについて】

各ページ下の端に印刷された四角形の模様は、視覚障がいがある方などのために作られたコードです。携帯電話やスマートフォンアプリに対応し、紙面の内容を音声で聞くことができます。音声コードを再生する専用機械でも、読み込むことができます。
なお、利用者がコードの場所を認識できるように、半円形の切り欠きを設けてあります。



第4章 計画の推進体制	76
1 策定体制	77
2 策定の経緯	78
3 春日部市障害者計画等審議会	80
4 春日部市自立支援協議会	85
5 春日部市障害者計画等策定庁内検討委員会	88
6 障害者支援事業所等アンケート結果	90
7 用語の解説	115

○本計画における「障がい」の表記について

原則として、「ひと」を直接的に形容する場合は、法令などに基づく表記や固有
名詞等を除き、原則として漢字の「害」をひらがなの「がい」と表記します。

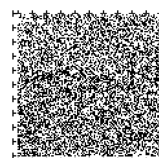
【例】「障がい者」、「障がい児」、「障がいのある人」など

○「障がい者」と「障がい児」などについて

本書において、
「障がい者」は、18歳以上の障がいのある者を、
「障がい児」は、18歳未満の障がいのある児童を、
「障がいのある人」は、「障がい者」と「障がい児」を、
それぞれ示すものとします。

文中に*印をつけた用語については、本計画の最後に「用語の解説」があります
のでご参照ください。

なお、*印は、ページ単位で最初に出てくる単語のみにつけています。



春日部市民憲章

わたしたちのまち春日部は 古利根川と江戸川が流れ
豊かな自然のなかで 伝統 文化 産業を育んできた歴史のあるまちです
わたしたちは この先の時代に想いを馳せ
だれもが住み良い 魅力あるまちを目指して
ここに 市民憲章を定めます

- 環境にやさしく かけがえのない自然を守りましょう
- 心と体を健やかに 良識ある行動を心がけましょう
- お互いを尊重し ともに助け合い 心かよう信頼を築きましょう
- 伝統と文化を大切にし 次の世代に引き継ぎましょう
- 広い視野で世界に学び 平和で夢のある未来をつくりましょう

そして
このまちで
ともに生きましょう

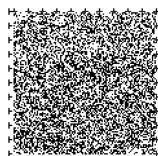
(令和3年1月制定)

●表紙の絵は、次の方にご協力をいただきました。

ドリームセンターともに
通所者 堀 麻美さん



あおぞら
通所者 福田 恭幸さん



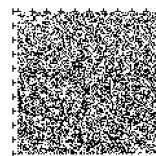
第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

平成25年4月に、共生社会の実現に向けて「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法*」という。）が施行されました。この法律は、それまでの「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とし、法の基本理念を定めるとともに、障がいのある人の定義を難病*と発達障害*にまで拡大しています。

本市では、平成18年度に「障害者自立支援法」の施行に伴い、サービス体系が再編されたことから、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供の確保に関する計画である「第1期春日部市障害福祉計画*」を策定し、以降3年ごとに計画を見直して、障害のある人の福祉の充実に向けた取組を行っています。

令和3年3月には、障害者基本法*に基づく障害者計画*と障害者総合支援法に基づく障害福祉計画を一体的に策定して、障害のある人への支援の充実を図ってまいりましたが、第6期障害福祉計画期間に生じた課題や地域ニーズを踏まえ、上位計画となる障害者計画等に基づきながら、障害福祉サービスの確保に関する事項について定める第7期春日部市障害福祉計画（児童福祉法に基づく障害児福祉計画を含む）を策定し、更なる支援の充実を目指します。

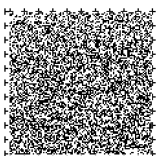
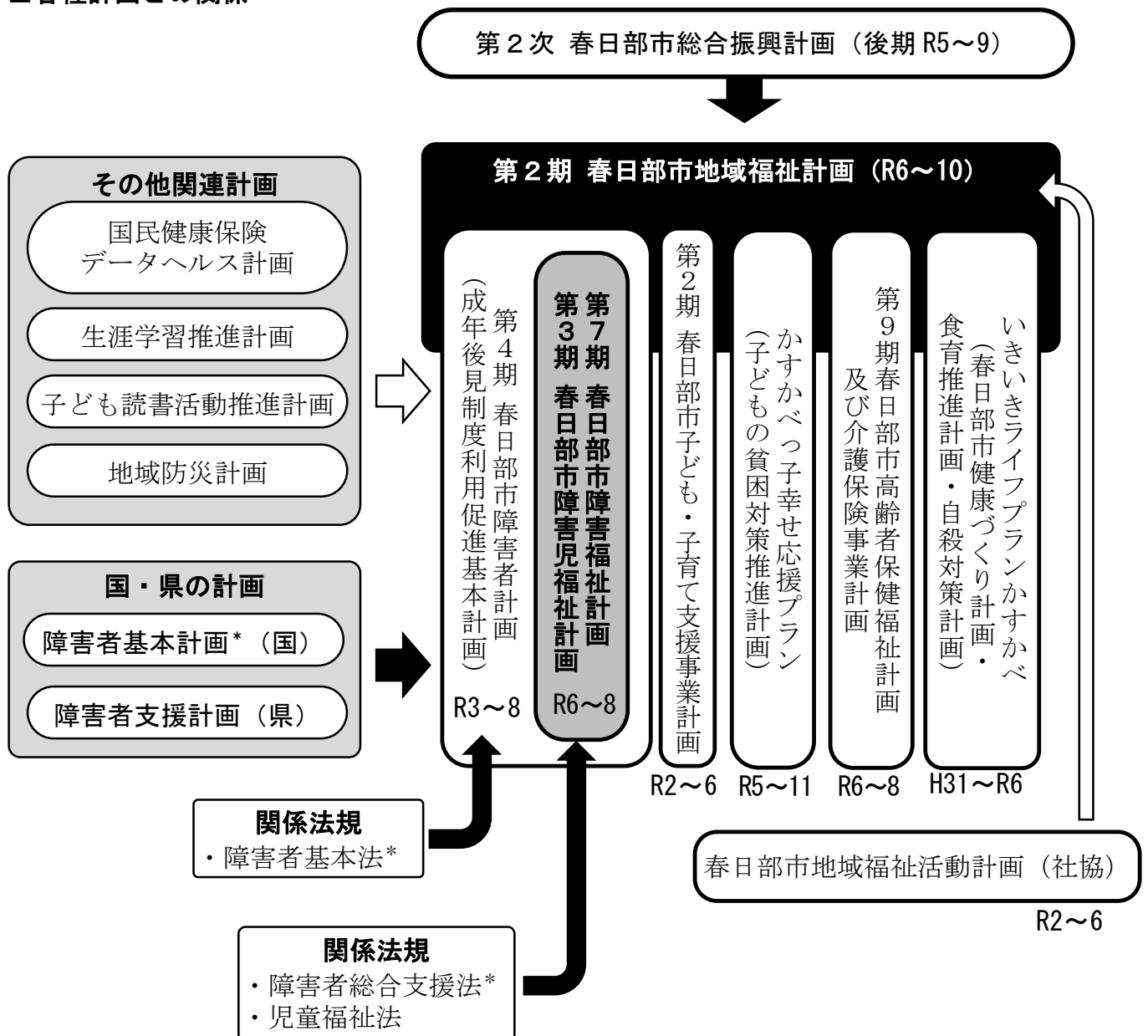


2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法*第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして策定するものであり、障害福祉サービスの具体的な数値目標と確保方策を定める計画です。

本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画*」、埼玉県の「障害者支援計画*」を踏まえ、「第4期春日部市障害者計画*」と整合性を図るとともに、本市関連分野計画と調和を図るものとします。

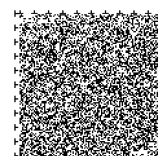
■各種計画との関係



3 計画の期間

本計画は、国の基本方針に基づき、令和6年度から令和8年度までを計画期間とし、最終年度となる令和8年度には、3年間の成果を踏まえ次期計画を策定する予定です。

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
総合振興計画	第2次(H30~R9)									
地域福祉計画	第1次(H31~R5)					第2次(R6~R10)				
障害者計画	第3期(~R2)		第4期(R3~R8)						第5期	
障害福祉計画	第5期(H30~R2)		第6期(R3~R5)			第7期(R6~R8)			第8期	
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	第7期(H30~R2)		第8期(R3~R5)			第9期(R6~R8)			第10期	
子ども・子育て支援事業計画	第1期(~R1)	第2期(R2~R6)					第3期(R7~R11)			
かすかべっこ 幸せ応援プラン (こどもの 貧困対策推進 計画)							第1期(R5~R11)			
いきいきライ フプランかす かべ(健康づく り計画・食育推 進計画・自殺対 策計画)	第1次(H31~R6)					第2次(R7~R12)				



4 基本理念

令和8年度までを計画期間とし、本市の障がいのある人への施策の方向性を定めた第4期春日部市障害者計画*において、「障がいのある人もない人も、地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざして ～ 地域社会における共生の推進 ～」を基本理念としております。

本計画は、第4期春日部市障害者計画における福祉サービス等の提供体制の確保等に関する実施計画として位置づけられています。このことから、本計画は、第4期春日部市障害者計画の基本理念を踏襲することとします。

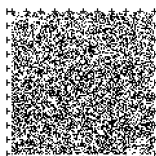
障がいのある人もない人も、
地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざして
～ 地域社会における共生の推進 ～

5 国の基本指針について

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定にあたっては、国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に示される次の事項も踏まえています。

国の基本指針に掲げられている考え方（項目名を抜粋）

- 1 基本的理念
- 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方



第2章 目標値

障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、施設入所者及び退院が可能な精神障がい者（発達障がい*や高次脳機能障がい*のある人を含む。）の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労移行などを進めるため、障害者総合支援法*第87条第1項に規定する基本指針に示されているとおり、令和8年度を目標年度とした以下の目標を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、地域生活へ移行する人数等について、以下の目標を設定することとしています。

【国の基本指針及び県の目標】

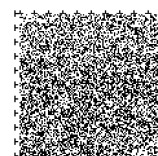
国の基本指針の考え方	県の考え方
① 令和4年度末時点での施設入所者の6%以上が地域生活へ移行するものとする。	① 国の基本指針のとおり。
② 令和8年度末における施設入所者数を令和4年度末の施設入所者から5%以上削減する。	② 施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

②は、本市では、県の考え方のとおりとします。

本市では、以下のとおり目標を設定します。

【本市の目標】

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の入所者数（A）	216人	令和5年3月31日時点での施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	13人 6%	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

国の基本指針では、精神障がい者（発達障がい*や高次脳機能障がい*のある人を含む。）が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について、以下の目標を設定することとしています。

なお、目標値は県が設定することとなっています。

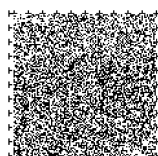
【国の基本指針及び県の目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<p>① 平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。</p> <p>② 別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。</p> <p>③ 退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。</p>	<p>国の基本指針のとおり。</p>

本市では、以下のとおり目標を設定します。

【本市の目標】

項 目	数 値
令和8年度における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	県の設定値
令和8年度における1年以上長期入院患者数（65歳以上）の減少	県の設定値
令和8年度における1年以上長期入院患者数（65歳未満）の減少	県の設定値
令和8年度における入院後3か月時点の退院率	68.9%以上
令和8年度における入院後6か月時点の退院率	84.5%以上
令和8年度における入院後1年時点の退院率	91.0%以上



3 地域生活支援の充実

国の基本指針では、地域生活支援の充実について、以下の目標を設定することとしています。

【国の基本指針及び県の目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<p>① 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>② 強度行動障害*を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>	<p>国の基本指針のとおり。</p>

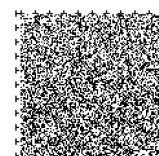
本市では、以下のとおり目標を設定します。

【本市の目標】

項 目	数 値	考 え 方
【目標値】 令和8年度末の地域生活支援拠点数	1 か所	令和8年度末までに整備する地域生活支援拠点等の数と機能の検証および検討の実施回数
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	1 人	
地域生活支援拠点等における機能の検証および検討の実施回数	1 回	
市町村又は圏域における強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備	実施	

(参考) 地域生活支援の拠点等に求められる機能は以下のとおりです。

- 相談（地域移行、親元からの自立等）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイ*の利便性・対応力向上等）
- 専門的人材の確保・養成
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

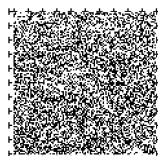


4 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、一般就労へ移行した人数及び就労定着支援事業の利用人数について、以下の目標を設定することとしています。

【国の基本指針及び県の目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<p>令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。</p> <p>就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の五割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。</p> <p>また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。<u>都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等</u>を設けて取組を進めることを基本とする。</p> <p>一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>	<p>国の基本指針のとおり。</p> <p><u>(県対象)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>太字部分は、県が対象となる項目</p> </div>



本市では、以下のとおり目標を設定します。

【本市の目標】

①福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	45人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数	58人 1.28倍	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

注) 一般就労した者とは、一般企業等に就職した者(就労継続支援A型および福祉工場の利用者となった者を除く)、在宅就労した者および自ら起業した者をいう。

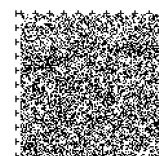
②就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業および就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
令和3年度就労移行支援事業の一般就労移行者数	39人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】就労移行支援事業の一般就労移行者数	51人 1.31倍	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
令和3年度就労継続支援A型の一般就労移行者数	5人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】就労継続支援A型の一般就労移行者数	7人 1.29倍	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
令和3年度就労継続支援B型の一般就労移行者数	1人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】就労継続支援B型の一般就労移行者数	1人 1.28倍	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

③就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、一般就労移行者率が5割以上の事業者数

項目	数値	考え方
令和8年度末の一般就労移行者が5割以上の事業所数	4か所 (全体の5割)	一般就労移行者が5割以上の事業所数

注) 令和4年度末現在、市内の就労移行支援事業所は8か所です。



④就労定着支援事業所の利用者数

項 目	数 値	考え方
令和3年度就労定着支援事業所利用者数	42人	令和3年度において就労定着支援事業所を利用した者の数
【目標値】就労定着支援事業所利用者数	60人 1.41倍	令和8年度において就労定着支援事業所を利用した者の数

⑤就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所数

項 目	数 値	考え方
令和8年度末の就労定着率が7割以上の事業所数	1か所 (全体の2割5分)	令和8年度末の就労移行率が8割以上の事業所数

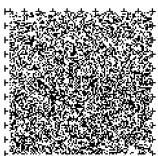
注) 令和4年度末現在、市内の就労定着支援事業所は4か所です。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、障がい児支援の提供体制の整備等について、以下の目標を設定することとしています。

【国の基本指針及び県の目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<p>① 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。</p> <p>なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。</p> <p>また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p>	<p>① 国の基本指針のとおり。</p>



- ② 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」
(令和4年2月)に基づき、都道府県は、難聴児の早期
発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定す
ること。当該計画を障害児福祉計画に盛り込む場合
には、当該基本方針における基本的な取組及び地域の実情
に応じた取組について明記する。その際、令和8年度末
までに、県、また必要に応じて指定都市において、児童
発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等を活用
し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保
すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携
体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
- ③ 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する
 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を
 各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本と
 する。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏
 域での設置であっても差し支えない。
- ④ 令和8年度末までに、県は医療的ケア児*支援センタ
ーを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコー
ディネーターを配置すること、県及び各市町村におい
 て、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等
 が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的
 ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基
 本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、
 県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支え
 ない。
- ⑤ 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大
人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8
年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行
調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

- ② 国の基本指針のとおり
 (県対象)。

太字部分は県が対象と
 なる項目

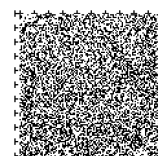
- ③ 国の基本指針のとおり。

- ④ 国の基本指針のとおり。

なお、市町村計画には、
 協議の場の設置及び医療
 的ケア児等コーディネ
 ターの配置という記載だ
 けでなく、各市町村で医
 療的ケア児とその家族の
 ニーズに応えることがで
 き、個別支援が可能とな
 る体制を具体的に記載す
 ることが望ましい。

- ⑤ 国の基本指針のとおり
 (県で対応予定)

太字部分は県が対象と
 なる項目



本市では、以下のとおり目標を設定します。

【本市の目標】

①児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

項 目	数 値	考 え 方
児童発達支援センター数	2 か所以上	令和 8 年度末の児童発達支援センター機能を有する施設数
保育所等訪問支援	4 か所以上	令和 8 年度末の保育所等訪問支援機能を有する施設数

②重症心身障がい児を支援する事業所数

項 目	数 値	考 え 方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1 か所以上	令和 8 年度末の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1 か所以上	

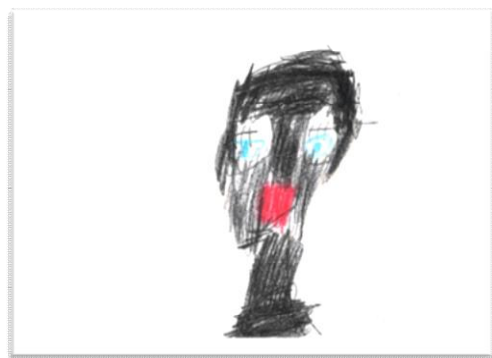
③医療的ケア児*のための協議の場の設置

項 目	数 値
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置数	1 か所

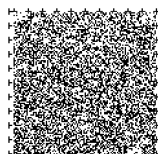
④医療的ケア児のためのコーディネーターの配置数

【配置の見込み】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数	3 人	4 人	5 人



ドリームセンターとともに
通所者 佐々木 文恵さんの作品



6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施等について、以下の目標を設定することとしています。

【国の基本指針及び県の目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<p>相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター*を設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。</p> <p>なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めること。</p> <p>また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、別表第一の九の表に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p>	<p>国の基本指針のとおり。</p>

本市では、以下のとおり目標を設定します。

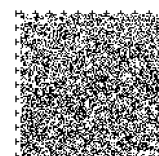
【本市の目標】

①基幹相談支援センターの設置

項 目	数 値
基幹相談支援センターの設置	1か所

②相談支援事業*の機能の充実

項 目	成果目標
総合的・専門的な相談支援	実施
相談支援事業者への専門的な指導・助言	実施
相談支援事業者の人材育成の支援	実施
相談機関との連携強化の取組	実施



■成年後見制度*の利用を促進します。

平成29年3月、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、その後、令和4年3月には第2期計画が閣議決定されました。

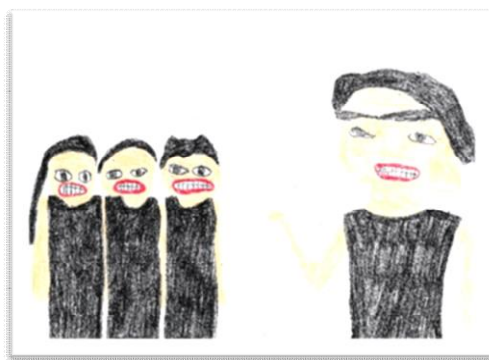
本市障害福祉計画を成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進基本計画を包括する計画として策定し、障害等により判断能力が十分でない障がいのある人の権利擁護の推進を図ります。

成年後見制度に関する相談件数は増加傾向にあります。しかしながら、認知度が低いことからさらなる制度の周知、啓発を求められています。

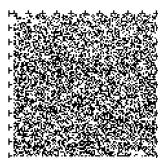
また、後見等の開始後に、その家族、さらには後見人等を支援する体制が十分でないこともあり、制度利用者がメリットを実感できる体制の整備が必要とされています。



ドリームセンターとともに
通所者 関野 誠さんの作品



ドリームセンターとともに
通所者 塚田 裕磨さんの作品



7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、障がいのある人が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するための取組として、以下の目標を設定することとしています。

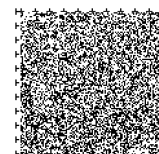
【国の基本指針及び県の目標】

国の基本指針の考え方	県の考え方
<p>県及び市町村の職員は、障害者総合支援法*の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。</p> <p>また、<u>県は管内市町村と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要がある。さらに、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。</u></p> <p>そこで、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、基本指針別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</p>	<p>国の基本指針のとおり。 <u>ただし、「活動指標の県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数」及び「県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数」は県が対応予定。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>太字部分は県が対象となる項目</p> </div>

本市では、以下のとおり目標を設定します。

【見込み量】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回



第3章 サービスの見込み量

障害者総合支援法*に基づくサービスの体系は、全国一律の「自立支援給付」と実施する各自治体が任意で選択する独自サービスである「地域生活支援事業」に大きく分かれ、「自立支援給付」はさらに①障害福祉サービス、②自立支援医療、③補装具費、④相談支援に分かれます。

また、児童関係のサービスは、児童福祉法に基づいて提供されています。

(1) 自立支援給付

① 障害福祉サービス

a 介護給付

- 居宅介護
- 重度訪問介護*
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所
- 自立生活援助
- 施設入所支援

b 訓練等給付

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 就労定着支援
- 就労選択支援【新規】
- 共同生活援助

② 自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療（主体：県）

③ 補装具費

④ 相談支援

- 特定相談支援（計画相談）
- 一般相談支援（地域移行・地域定着）

(2) 地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 奉仕員養成研修事業（手話）
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター機能強化事業
- その他 任意事業

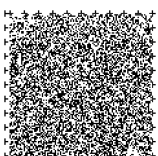
(3) 自立支援協議会

(4) 県で取り組む事業

- 専門性の高い相談事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業

児童福祉法によるサービス

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 障害児相談支援
- 子ども・子育て支援等における障害児の受入れ体制の整備



■障害福祉サービス

障害福祉サービスとは、障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう、個々の障害の程度や社会活動、介護者、居住等の状況などを踏まえて、個別に支給するサービスで介護給付と訓練等給付に大別され、さらに訪問系、日中活動系、居住系に分けられます。

a 介護給付

介護給付	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）
		重度訪問介護*
		同行援護
		行動援護
		重度障害者等包括支援
	日中活動系	療養介護
		生活介護
		短期入所（ショートステイ*）
	居住系	自立生活援助
		施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケアなど）

b 訓練等給付

訓練等給付	日中活動系	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
		就労移行支援
		就労継続支援（A型・B型）
		就労定着支援
		就労選択支援【新規】
	居住系	共同生活援助（グループホーム）

■自立支援医療

自立支援医療は、障害に係る医療費の支援として、更生医療、育成医療、精神通院医療の3つに大別され、医療費と所得の双方に着目した自己負担とすることで、障がいのある人の負担の公平を図っています。

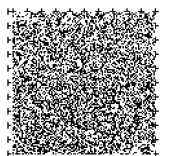
また、障がいのある人を含め、費用を皆で支え合う仕組みとして、制度の効率性、安定性を確保することも大きな目的です。

■補装具費

障がいのある人などの身体機能を補完または代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具の購入費または修理費を支給あるいは貸与するものです。

■相談支援

障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。



1 訪問系サービス

【現状と課題】

訪問系サービスの利用実績は、第6期計画の見込み量より上回っています。(令和4年度は、計画では12,252時間、実績は13,790時間)

日常生活を営むのに支障がある障がいのある人が在宅生活を維持できるよう、サービス提供体制の充実に努めています。

今後、障がいのある人の地域での生活を支え、あるいは地域生活への移行を促進するため、障害特性や障がいのある人一人ひとりの状態に配慮したサービスの質的な向上が必要です。

【今後の方向性】

- ・利用実績の推移をみると居宅介護および重度訪問介護*は増加傾向が続いています。
- ・今後もサービス量が増加していくことが考えられますので実績を考慮したうえで、これまでと同様の伸び率を仮定し、令和8年度は15,197時間を見込みました。
- ・引き続き、日常生活を営むのに支障のある障がいのある人や、入所施設から地域生活意向を希望する障がいのある人が在宅生活を維持できるようサービスの量的拡大とともに、サービスの向上を確保します。

①居宅介護（ホームヘルプ）

【サービスの内容】

居宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

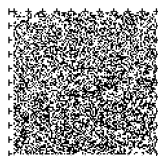
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用時間数(月)	6,726 時間	6,690 時間	6,736 時間
実利用者数(月)	279 人	276 人	280 人
市内事業所数	49 か所	51 か所	51 か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用時間数(月)	6,781 時間	6,827 時間	6,874 時間
実利用者数(月)	285 人	289 人	294 人



②重度訪問介護*

【サービスの内容】

重度の肢体不自由者または重度の知的障害、あるいは精神障害により行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います（18歳以上の方が対象）。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用時間数(月)	2,597時間	3,807時間	4,079時間
実利用者数(月)	11人	14人	15人
市内事業所数	47か所	48か所	48か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用時間数(月)	4,351時間	4,351時間	4,351時間
実利用者数(月)	16人	16人	16人

③同行援護

【サービスの内容】

視覚障害により移動に著しい困難を有する人を対象に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動時の援護などを行います。

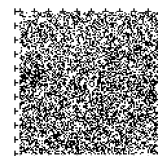
【実績値】

区分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用時間数(月)	392時間	457時間	468時間
実利用者数(月)	37人	40人	41人
市内事業所数	21か所	21か所	21か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用時間数(月)	478時間	491時間	502時間
実利用者数(月)	42人	43人	44人



④行動援護

【サービスの内容】

知的障害または精神障害により行動が著しく困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用時間数(月)	2,792 時間	2,836 時間	2,983 時間
実利用者数(月)	71 人	81 人	83 人
市内事業所数	15 か所	18 か所	18 か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用時間数(月)	3,137 時間	3,299 時間	3,470 時間
実利用者数(月)	86 人	88 人	91 人

⑤重度障害者等包括支援

【サービスの内容】

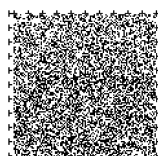
常に介護を必要とする方の中で、意思疎通を図ることが著しく困難でその介護の必要な程度が著しく高い方に居宅介護や日中活動など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

なお、本サービスは全国でも提供している事業者が非常に少なく、本県内でも2か所(2か所とも東松山市)のため、見込み量は設定しません。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用時間数(月)	0 時間	0 時間	0 時間
実利用者数(月)	0 人	0 人	0 人
市内事業所数	0 か所	0 か所	0 か所

注：令和5年度は見込み数



2 日中活動系サービス

①療養介護

【サービスの内容】

主として、昼間、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行うサービスです。

病院における機能訓練、療養上の管理、看護、介護などが必要な障がいのある人などであって、常時介護を要する人を対象としています。

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を上回っています。(令和4年度は、計画では26人、実績は27人)

本事業は医療機関など条件の整った機関での事業ですが、サービスの利用者数についてはほぼ横ばいの状況となっています。

【今後の方向性】

- ・対象者の増を見込み、令和8年度では、30人を見込みました。
- ・本サービスの見込み量の確保にあたっては、関係機関と連携しながら促進します。

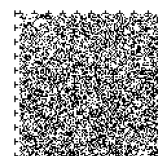
【実績値】

区分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(月)	26人	27人	28人
市内事業所数	0か所	0か所	0か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(月)	29人	29人	30人



②生活介護

【サービスの内容】

常に介護を必要とする人に、日中施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会などを提供します。

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。(令和4年度は、計画では10,119人日分、実績は9,711人日分)

しかし、サービスの需要はこの3年間では増加傾向となっています。

【今後の方向性】

- ・利用実績とサービスの需要の拡大や、サービス提供事業者の増加見込みを考慮して、令和8年度は、10,331人日分と見込みました。
- ・常に介護を必要とする障がいのある人に、日中の介護を行うと共に、創作的活動、生産活動の機会、重度障がい者の支援調整などをサービス事業者へ働きかけます。
- ・自立支援協議会の専門部会を活用し、情報共有、人材育成、関係者との連携等の充実に推進していきます。

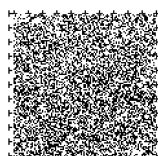
【実績値】

区分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用日数(月)	9,720人日	9,711人日	9,862人日
実利用者数(月)	484人	486人	496人
市内事業所数	17か所	19か所	19か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用日数(月)	10,016人日	10,173人日	10,331人日
実利用者数(月)	506人	517人	527人



③短期入所（ショートステイ*）

【サービスの内容】

居宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。（令和4年度では、計画では336人日、実績は275人日）

サービスの需要は、新型コロナウイルス感染症の影響はあるもののほぼ横ばいとなっています。市外の施設も利用しており、市内では、併設事業所を含めて計8か所整備されています。

今後も緊急時一時保護としての活用や、障がいのある人の地域生活を支える事業として、関係機関やサービス事業者との連携が必要です。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は362人日分と見込みました。
- ・本サービスの見込み量の確保にあたっては、関係機関や居宅系サービス事業者の協力を基求めながら、サービスの確保に努めます。

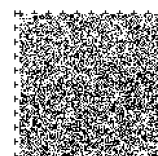
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用(月)	300人日分	275人日分	295人日分
実利用者数(月)	37人	38人	39人
市内事業所数	5か所	8か所	8か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス利用(月)	316人日分	338人日分	362人日分
実利用者数(月)	40人	41人	42人



④自立訓練（機能訓練）

【サービスの内容】

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練（身体的リハビリテーションなど）を行います。

利用者	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な障がいのある人で、次の要件に該当する人 a. 入所施設・病院を退所または退院した人であって、地域生活への移行などを図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 b. 特別支援学校を卒業し、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
利用制限	原則1年6か月以内
夜間の生活の場	地域の社会資源の状況から通所が困難であるなど、一定の条件に該当する場合に、入所施設の利用可

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。（令和4年度では、計画では20人日分、実績は12人日分）

サービスの需要はここ3年間では実利用者人数の変化により増減が生じています。現時点でも市内に当該サービスを実施する事業者がないため、サービス提供事業者の情報収集に努め、提供体制の充実を図ります。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は20人日分と見込みました。
- ・サービス提供事業者の情報の把握を進め、見込み量の確保に努めます。

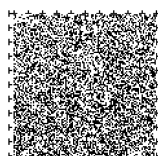
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用(月)	30人日分	12人日分	20人日分
実利用者数(月)	3人	1人	2人
市内事業所数	0か所	0か所	0か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス利用(月)	20人日分	20人日分	20人日分
実利用者数(月)	2人	2人	2人



⑤自立訓練（生活訓練）

【サービスの内容】

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づき食事や家事などの日常生活能力向上のための訓練を行います。

利用者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な障がいのある人で、次の要件に該当する人 a. 入所施設・病院を退所または退院した人であって、地域生活への移行などを図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 b. 特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人などであって、地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上などの支援が必要な人
利用制限	原則2年以内（入所の場合は、最長3年）
夜間の生活の場	地域の社会資源の状況から通所が困難であるなど、一定の条件に該当する場合に、入所施設の利用可

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を大幅に上回っています。（令和4年度は、計画では105人日分、実績は340人日分）

サービスの需要は増加傾向となっています。

近年の需要増加の備え、市内で当該サービスを実施する事業者が少ないため、サービス提供事業者の確保に努めます。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は382人日分と見込みました。
- ・引き続き、サービス利用者のニーズ把握に努めながら、サービス提供事業者の確保について、事業所の意向を把握しながら継続的な情報提供や助言などを行います。

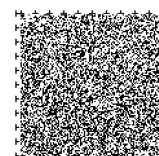
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用(月)	270人日分	340人日分	340人日分
実利用者数(月)	19人	24人	24人
市内事業所数	1か所	2か所	2か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス利用(月)	354人日分	368人日分	382人日分
実利用者数(月)	25人	26人	27人



○精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

国の基本指針に基づき、現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、精神障がい者の利用者数の見込み量を設定します。

【見込み量（再掲）】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(月)	19人	20人	21人

⑥就労移行支援

【サービスの内容】

一般企業への就労を希望する人に、一定期間の支援計画に基づき就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを行います。

利用者	一般企業への就労、または在宅就労などを希望する障がいのある人であって、次の要件に該当する人 a. 一般企業への就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識および技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の人 b. あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、またはきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人
利用制限	地域の社会資源の状況から通所が困難であるなど、一定の条件に該当する場合に入所施設の利用可（2年以内）

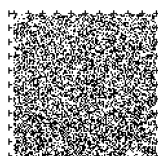
【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。（令和4年度は、計画では2,460人日分、実績は2,359人日分）

当該サービス提供事業者の増加にともない、サービスの需要はこの3年間では増加傾向となっていて、一般就労への意欲が高まっていると考えられます。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は3,119人日分と見込みました。
- ・自立支援協議会の専門部会を活用しながら、サービスの向上、人材育成、相談機関や就労関係との連携やネットワークの構築など、市内の就労支援体制の充実を推進します。



【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用(月)	2,180 人日分	2,359 人日分	2,530 人日分
実利用者数(月)	121 人	135 人	144 人
市内事業所数	9 か所	9 か所	8 か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス利用(月)	2,713 人日分	2,909 人日分	3,119 人日分
実利用者数(月)	153 人	163 人	174 人

⑦就労継続支援（A型）**【サービスの内容】**

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

利用者	雇用契約に基づき継続的に就労が可能と見込まれる障がいのある人であって、下記の要件に該当する人 a. 就労移行支援事業により、一般企業の雇用に結びつかなかった人 b. 特別支援学校を卒業して、雇用に結びつかなかった人 c. 企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人
利用制限	制度上、制限の定めなし

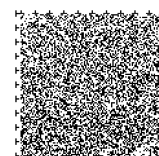
【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。(令和4年度は、計画では3,538人日分、実績は3,037人日分)

本サービスは実際の作業活動を通して、職能技術体調管理能力、コミュニケーション能力などを身に付け、最終的に一般就労を目指すことを目的としており、人材確保、人材育成、関係機関との就労支援体制の構築等が課題となります。

【今後の方向性】

- ・利用実績と潜在的な需要を考慮して、令和8年度は3,146人日分と見込みました。
- ・本サービスの見込み量の確保にあたっては、就労支援事業に対する国・県の考え方等も踏まえ、市内でのサービス提供事業者の確保に努めます。
- ・就労支援体制の構築、関係機関との連携、情報共有等を自立支援協議会の専門部会を活用して推進していきます。



【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用(月)	3,124 人日分	3,037 人日分	3,064 人日分
実利用者数(月)	166 人	162 人	164 人
市内事業所数	7 か所	7 か所	7 か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス利用(月)	3,091 人日分	3,118 人日分	3,146 人日分
実利用者数(月)	166 人	167 人	169 人

⑧就労継続支援（B型）

【サービスの内容】

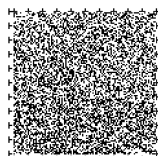
一般企業などでの就労が困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

利用者	就労の機会を通じて、生産活動に係る知識および能力の向上が期待される障がいのある人であって、下記の要件に該当する人 a. 一般企業での就労経験のある人で、年齢や体力の面から雇用されることが困難な人 b. 就労移行支援事業により、一般企業の雇用に結びつかなかった人 c. 上記 a、b 以外の人であって、50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者
利用制限	制度上、制限の定めなし

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を上回っています。(令和4年度は、計画では4,588人日分、実績は5,086人日分)この3年間では増加傾向にあります。

障がいのある人が生涯安心して働くことができる場として、今後も多くの需要が見込まれますので当該サービス提供事業所の確保が必要です。また、運営においては、就労支援体制、関係機関等の連携、生涯活動の充実が課題となっています。



【今後の方向性】

- ・利用実績と潜在的な需要を考慮して、令和8年度は、5,806人日分と見込みました。
- ・本サービスの見込み量の確保にあたっては、サービス提供事業者の確保に努め、自立支援協議会の専門部会を活用し、生涯活動および工賃の向上、就労支援の情報共有、関係機関等の連携を図りながら推進していきます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用(月)	4,605人日分	5,086人日分	5,257人日分
実利用者数(月)	280人	314人	335人
市内事業所数	12か所	14か所	14か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス利用(月)	5,434人日分	5,617人日分	5,806人日分
実利用者数(月)	358人	382人	407人

⑨就労定着支援

【サービスの内容】

一般就労へ移行した障がいのある人について、就労にともなう生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

利用者	生活介護、自立訓練、就労移行支援、または就労継続支援を利用して一般就労した障がいのある人
利用制限	3年間（1年ごとに支給決定期間を更新）

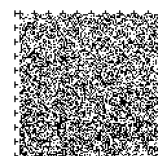
【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。（令和4年度は、計画では97人日分、実績は59人日分）サービスの需要は急増しています。

当該事業は、障がいのある人が安心して働くうえで重要であり、当該事業を実施するサービスの提供事業所数は増加しているものの、利用者増につながっていません。

【今後の方向性】

- ・利用実績を考慮して、令和8年度は62人日分と見込みました。
- ・事業所と連携しながら、引き続き相談機関や就労関係機関の連携やネットワークを活用します。



【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用(月)	53 人日分	59 人日分	60 人日分
実利用者数(月)	42 人	45 人	45 人
市内事業所数	4 か所	5 か所	4 か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

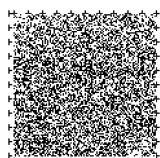
区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス利用(月)	62 人日分	62 人日分	62 人日分
実利用者数(月)	46 人	46 人	46 人

⑩就労選択支援【新規】**【サービスの内容】**

障害者総合支援法*の改正により、創設される新たなサービスです。
障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択をできるように支援します。

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(月)	0 人	1 人	2 人



3 居住系サービス

①施設入所支援

【サービスの内容】

施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間において、入浴、排せつおよび食事などの介護、生活などに関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

生活介護などの日中活動と併せて夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。(令和4年度は、計画では193人、実績183人)

市ではこれまで、国の考え方や県から示された障がい児(者)施設の整備方針等を確認してきましたが、原則として入所施設の新設を認めていない国の方針に変更がないこともあり、入所施設の整備には至っていません。

入所施設の整備には、国庫補助制度の活用が不可欠であることから、今後もその動向に注視していきます。

【今後の方向性】

- ・利用実績を考慮して、令和8年度は181人と見込みました。
- ・本サービスの見込み量の確保にあたっては、事業を進めるためのインフラ整備などの問題もありますが、市内に入所施設がないという現状を踏まえ、関係機関と連携し、継続的に利用者のニーズや事業所の状況把握に努め、必要な支援を行います。

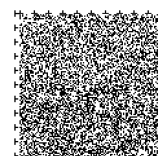
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(月)	187人	183人	181人
市内事業所数	0か所	0か所	0か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(月)	181人	181人	181人

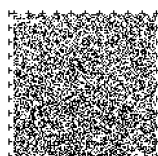


②共同生活援助（グループホーム）

【サービスの内容】

地域での生活を希望する障がいのある人に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつおよび食事などの介護、調理、洗濯および掃除などの家事、生活などに関する相談および助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活の支援を行います。

a. 外部サービス 利用型	<ul style="list-style-type: none">・障害支援区分*にかかわらず利用が可能で、介護の提供については外部の居宅介護事業所等に委託します。・標準的な支援内容は、日常的に必要な相談・援助、食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、計画作成、緊急時対応、介護サービスの手配（アレンジメント）です。
b. 介護サービス 包括型	<ul style="list-style-type: none">・障害支援区分にかかわらず利用が可能で、介護の提供については当該事業所の従業者が行います。・標準的な支援内容は、日常的に必要な相談・援助、食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、計画作成、緊急時対応の他に食事、入浴、排せつ等の介護があります。
c. サテライト型 住居	<ul style="list-style-type: none">・共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から本体住居との密接な連携を前提として1人暮らしに近い形態の仕組みとなっています。
d. 日中サービス 支援型	<ul style="list-style-type: none">・住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障がい者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めるグループホームです。なお、地域における重度障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とします。



【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を上回っています。(令和4年度は、計画では236人、実績は250人)

当該サービス提供事業所の増加にともない、サービスの需要は増加しています。今後、サービス事業者の増加や自立生活のニーズの高まりなどが考えられ、潜在的な需要を考慮すると増加していく見込みです。

夜間・休日・緊急時の体制づくり、人材確保、人材育成、防災対策などの充実や重度障がい者の支援体制等が課題となっています。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は342人と見込みました。
- ・本サービスの見込み量の確保にあたっては、民間企業等との協議による提供基盤の整備にあたるほか、重度障がい者支援調整や夜間、休日、緊急等の支援体制について関係機関と検討を進めていきます。
- ・自立支援協議会の専門部会を活用し、障がいのある人に配慮したサービスの質の向上、人材育成、関係機関との情報共有など連携を図りながら推進していきます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(月)	230人	250人	270人
定員数(月)	335人	370人	412人
市内事業所数	69か所	73か所	80か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

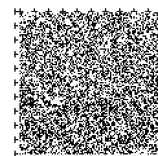
区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(月)	292人	316人	342人

○精神障がい者の共同生活援助

国の基本指針に基づき、現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、精神障がい者の利用者数の見込み量を設定します。

【見込み量(再掲)】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(月)	100人	108人	116人



③自立生活援助

【サービスの内容】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整などの支援を行います。

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を上回りました。(令和4年度は、計画では1人、実績は4人)

一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人が、地域で生活していくうえで重要な支援ですが、当該事業を実施するサービス提供事業所の確保が課題です。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は5人と見込みました。
- ・見込み量の確保については、自立生活援助事業所との連携により体制の整備に努めます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(月)	3人	4人	4人
市内事業所数	0か所	0か所	0か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

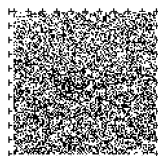
区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(月)	5人	5人	5人

○精神障がい者の自立生活援助

国の基本指針に基づき、現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、精神障がい者の利用者数の見込み量を設定します。

【見込み量(再掲)】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(月)	5人	5人	5人



4 相談支援

【サービスの内容】

サービス利用の相談、情報の提供、あっせん、調整等を行い、地域で安心して日常生活や社会生活が送れるよう、障がいのある人の意向に沿ったサービス等利用計画を作成します。

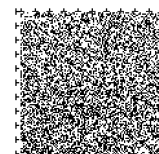
サービス種別	内 容	対象者
計画相談支援	障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用するすべての障がいのある人。
地域移行支援	地域における生活に移行するための活動に関する相談や、地域生活の準備のための外出に対する同行支援、入居支援等を行う。	障害者入所施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与する。	居宅において単身もしくは家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人。

①計画相談支援

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を上回っています。（令和4年度では、計画では1,048人、実績は2,103人）サービスの需要は増加しています。

当該サービス事業者の運営面において、相談支援専門員の不足により専従の相談支援専門員を設置することが難しく、現時点では、障害福祉サービス利用者が自ら計画（セルフプラン）を作成している状況もあります。



【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年は2,754人と見込みました。
- ・事業の提供体制について、サービス事業者の確保に努めます。
- ・自立支援協議会の専門部会を活用しながら、指定特定相談支援事業所等と連携を図り、本サービスの見込み量の確保と質の高い適切なサービス等利用者計画の作成を推進していきます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(月)	151人	175人	200人
計画作成累積者数	1,074人	2,103人	2,328人
市内事業所数	15か所	18か所	18か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(月)	233人	265人	297人
計画作成累積者数	2,470人	2,612人	2,754人

※ 利用者の見込み量は、計画作成とモニタリングを合算したものとなっています。

なお、サービス等利用計画作成者数の累積については、障がいのある人等自身が作成した計画（セルフプラン）を除いた見込み量となっています。

②地域移行支援

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。(令和4年度は、計画では2人、実績は1人)

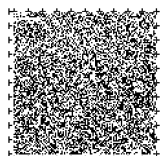
【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は3人と見込みました。
- ・市では、当該サービス事業者と連携を図り、支援体制の充実を推進していきます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(月)	1人	1人	1人
市内事業所数	2か所	2か所	2か所

注：令和5年度は見込み数



【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(月)	2人	2人	3人

○精神障がい者の地域移行支援

国の基本指針に基づき、現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、精神障がい者の利用者数の見込み量を設定します。

【見込み量(再掲)】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(月)	1人	2人	3人

③地域定着支援**【現状と課題】**

利用実績は、第6期計画の見込み量を上回っています。(令和4年度は、計画では7人分、実績は10人)

関係機関との連携や、利用者の状態やニーズに合わせた、サービスの質の向上が課題となっています。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は13人と見込みました。
- ・市では、当該サービス事業者と連携を図り、支援体制の充実を推進していきます。

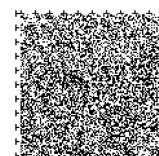
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(月)	7人	10人	10人
市内事業所数	2か所	2か所	2か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(月)	11人	12人	13人



○精神障がい者の地域定着支援

国の基本指針に基づき、現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、精神障がい者の利用者数の見込み量を設定します。

【見込み量（再掲）】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(月)	11人	12人	13人

④総合的・専門的な相談支援の実施

国の基本指針に基づき、障害種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。

現行の身体障害、知的障害、精神障害を専門とする3か所の相談支援事業所と連携して支援体制の充実を図ります。

【見込み量】

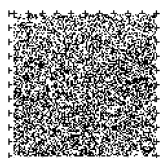
区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施

⑤地域の相談支援体制の強化

国の基本指針に基づき、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みおよび地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定します。

【見込み量】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業者への指導・助言	1回	1回	1回
相談支援事業者の人材育成の支援	1回	1回	1回
相談機関との連携強化の取組	1回	1回	1回
協議会における個別事例検討の実施	1回	1回	1回



5 発達障害*関連

①ペアレントトレーニング*やペアレントプログラム*等の支援プログラム等の受講者数

国の基本指針では、現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況および市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数及びプログラムの実施者数の見込みを設定することとされています。

本市では、発達障がいおよびその疑いがある子どもの早期発見、早期支援を図るため、早期の発達相談や専門的な相談など、必要な支援を行い、発達障がい児を育てる保護者への支援として、保護者向けの勉強会やペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等の事業の実施を目指します。

【見込み量】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数	10人	10人	10人
実施者数	1人	1人	1人

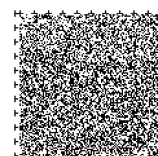
②ペアレントメンター*の人数

国の基本指針では、現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況および市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定することとしています。

本市では、自らも発達障がいのある子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けたペアレントメンターの養成を目指します。

【見込み量】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成人数	10人	10人	10人



③ピアサポート*活動への参加人数

国の基本指針では、現状のピアサポートの活動状況および市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、参加人数の見込みを設定することとしています。

本市では、同じような立場の人が、障がいのある人や、その家族の方の悩みなどの聞き取りをすることで支援する活動の実施を目指します。

【見込み量】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	10人	10人	10人

6 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

国の基本指針では、市町村ごとの保健、医療および福祉関係者による重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の開催回数と保健、医療、福祉、介護、当事者および家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定するとともに、協議の場における目標設定および評価の実施回数の見込みを設定するものとしています。

本市では、保健、医療および福祉関係者による協議の場を設置しており、今後は重層的な連携による支援体制を構築することを目指します。

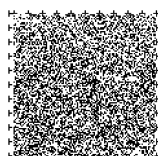
【見込み量】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	12回	12回	12回
関係者の参加者数	10人	10人	10人
目標設定および評価の実施回数	12回	12回	12回

7 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

国の基本指針では、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無およびその実施回数の見込みを設定することとされています。

本市では事業所や関係自治体等と共有する体制が無いため、有用性についての検討を行ってまいります。



8 児童福祉法に基づくサービス

障がい児（18歳未満）に対するサービスです。サービスは通所支援、相談支援および都道府県による入所支援に大別されます。

	サービス名
障害児通所支援	児童発達支援
	医療型児童発達支援
	居宅訪問型児童発達支援
	放課後等デイサービス
	保育所等訪問支援
障害児相談支援等	障害児相談支援
	子ども・子育て支援等における障害児の受入れ体制の整備

①児童発達支援

未就学の障がいのある児童（身体、知的、精神（発達障害*および高次脳機能障害*を含む。))に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の必要な支援を行います。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を上回っています。（令和4年度は、計画では2,012人日分、実績は2,230人日分）

また、重度の障がい児受入体制等や、障害の早期発見、早期療育が課題となっています。

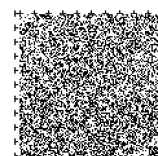
【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は3,711人日分と見込みました。
- ・見込み量の確保にあたっては、関係機関や事業所と連携しながら、必要に応じたサービスの提供に努めます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	1,864人日分	2,230人日分	2,533人日分
実利用者数(月)	176人	214人	238人
市内事業所数	17か所	20か所	21か所

注：令和5年度は見込み数



【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	2,877 人日分	3,267 人日分	3,711 人日分
実利用者数(月)	264 人	293 人	325 人

②医療型児童発達支援

理学療法等の機能訓練、もしくは医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある児童に、児童発達支援および治療を提供します。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量に対して、実績はありませんでした。(令和4年度は、計画では6人日分、実績は0人日分)

市内に事業所がないため、市外の事業所の利用をしなければならないことが、課題となっています。

【今後の方向性】

- ・潜在的な需要を考慮して、令和8年度は6人日分と見込みました。
- ・本サービスの見込み量の確保にあたっては、今後も関係機関や事業所と連携しながら、必要に応じたサービスの提供に努めます。

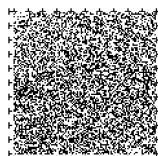
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
実利用者数(月)	0 人	0 人	0 人
市内事業所数	0 か所	0 か所	0 か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	3 人日分	6 人日分	6 人日分
実利用者数(月)	1 人	2 人	2 人



③居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態にあつて、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）を受けるために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練の支援を行います。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。（令和4年度は、計画では2人、実績は1人）

当該事業を実施するサービス提供事業所の確保が課題です。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は1人と見込みました。
- ・見込み量の確保にあたっては、関係機関や事業所と連携しながら、必要に応じたサービスの提供に努めます。

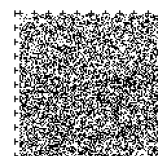
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	0人日分	1人日分	0人日分
実利用者数(月)	0人	1人	0人
市内事業所数	1か所	1か所	1か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	1人日分	1人日分	1人日分
実利用者数(月)	1人	1人	1人



④放課後等デイサービス

障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の学校の休業日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するための支援をします。

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く。）に、就学している障がいのある児童が対象となります。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を大幅に上回っています。（令和4年度は、計画では4,467人日分、実績は5,390人日分）

放課後や夏休み等における支援の充実や居場所の確保が求められています。また、サービスの質の向上や人材育成、重度の障がい児受入体制等が課題となっています。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は7,232人日分と見込みました。
- ・自立支援協議会の専門部会を活用し、重度の障がい児受入体制やサービスの質の向上、関係機関との情報共有、連携を図りながら推進していきます。

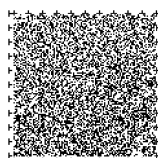
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	4,985 人日分	5,390 人日分	5,801 人日分
実利用者数(月)	419 人	473 人	513 人
市内事業所数	30 か所	33 か所	34 か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	6,244 人日分	6,720 人日分	7,232 人日分
実利用者数(月)	555 人	602 人	652 人



⑤保育所等訪問支援

保育所など障がいのある児童が集団生活を営む施設を訪問し、障がいのある児童本人に対して、集団生活に適応するための専門的な支援、訓練等を行うとともに、訪問先の施設の職員に対して、障がいのある児童の特性に応じた支援内容や関わり方について助言等を行うことにより、集団生活の安定した運営を支援します。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。(令和4年度は、計画では19人日分、実績は14人日分)

引き続き、保育所等に通う障がいのある児童に対し、集団生活への適応のための支援が課題となっています。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は17人日分と見込みました。
- ・見込み量の確保にあたっては、関係機関や事業所と事業所と連携しながら、必要に応じたサービスの提供に努めます。

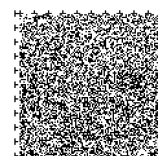
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	12人日分	14人日分	15人日分
実利用者数(月)	9人	12人	12人
市内事業所数	3か所	4か所	4か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	16人日分	16人日分	17人日分
実利用者数(月)	13人	13人	13人



⑥障害児相談支援

障がいのある児童が、障害児通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。障害児支援利用計画についての相談および作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

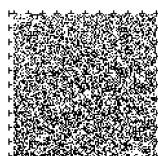
【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。（令和4年度は、計画では43人、実績は18人）

当該サービス事業所の運営面において、相談支援専門員の不足により専従の相談支援専門員を設置することが難しく、現時点では、サービス利用申請者が自ら計画（セルフプラン）を作成している状況もあります。障害児支援利用計画の作成は、多くの需要があるため、障害特性に配慮した適切な支援計画を提供するためにサービス提供事業者の確保が課題となっています。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は25人と見込みました。
- ・見込み量の確保にあたっては、事業所と連携しながら事業の周知に努めます。
- ・自立支援協議会の専門部会を活用しながら、指定障害児相談支援事業所等と連携を図り、本サービスの見込み量の確保と質の高い適切な障害児支援利用計画の作成を推進していきます。



【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(月)	16 人	18 人	20 人
計画作成累積者数	199 人	212 人	231 人
市内事業所数	10 か所	10 か所	10 か所

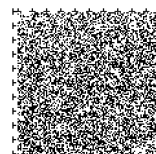
注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(月)	21 人	23 人	25 人
計画作成累積者数	252 人	274 人	299 人

※ 利用者の見込み量は、計画作成とモニタリングを合算したものとなっています。

なお、障害児支援利用計画作成者数の累積については、サービス利用申請者自身が作成した計画（セルフプラン）を除いた見込み量となっています。



⑦子ども・子育て支援等における障がい児の受入れ体制の整備

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童が、希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等における障がい児の受入れ体制を整備するものです。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

【現状と課題】

受け入れ実績は、第6期計画の見込み量を上回っています。(令和4年度は、計画では保育施設(認定こども園含む。)で28人、実績では60人、放課後児童健全育成事業で45人、実績では75人)

【今後の方向性】

- ・利用実績と潜在的な需要を考慮して、令和8年度は保育施設(認定こども園含む)で60人、放課後児童健全育成事業で105人と見込みました。
- ・見込み量の確保にあたっては、障がいのある児童を受け入れる施設の職員や児童の保護者などの集団生活への不安や負担の軽減を図るため、子どもの発達支援巡回や保育所等訪問支援事業の周知充実に努めます。

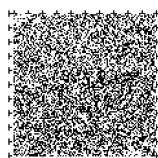
【実績値】

種別	年間受入れ人数の実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育施設(認定こども園含む)	37人	60人	60人
放課後児童健全育成事業	50人	75人	105人

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

種別	年間受入れ人数の見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育施設(認定こども園含む)	60人	60人	60人
放課後児童健全育成事業	105人	105人	105人



9 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、日常生活と社会生活をサポートするサービスを地域の障がいのある人のニーズに合わせて柔軟に提供することを目的とした事業です。

具体的には、障がい者福祉に関わる相談や情報提供、サービスの利用支援をはじめ、利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められる意思疎通支援、移動支援などです。

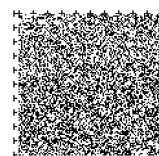
また、地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない「必須事業」と各市町村の判断で地域特性などにより柔軟に実施できる「任意事業」から構成されています。

「必須事業」と「任意事業」は下表のとおりです。

必須事業	任意事業
① 理解促進研修・啓発事業	⑪ 奉仕員養成研修事業（点訳）
② 自発的活動支援事業	⑫ 訪問入浴サービス事業
③ 相談支援事業	⑬ 更生訓練費支給事業
④ 成年後見制度利用支援事業	⑭ 知的障害者職親委託事業
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	⑮ 日中一時支援事業
⑥ 意思疎通支援事業	⑯ 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業
⑦ 日常生活用具給付等事業	⑰ 肢体不自由児機能回復訓練母子通園事業
⑧ 奉仕員養成研修事業（手話）	⑱ 子どもの発達支援巡回事業
⑨ 移動支援事業	
⑩ 地域活動支援センター機能強化事業	



パレットやぎさき
八木崎保育所・ふじ学園の
みなさんの作品



①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて市民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るための事業です。

【現状と課題】

実施形式には、障がいのある人等の理解を深めるための教室等の開催、市民が障害福祉サービス事業所等へ訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し障がいのある人等に対して必要な配慮・知識や理解を促す、有識者による演説会や障がいのある人等と実際に多くの市民が実際にふれあうイベント等の開催、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成などの広報活動等があります。

本市では、地域性や職員の人員体制を考慮し、現状では広報活動等のみを実施している状況です。

【今後の方向性】

- ・ 特定の市民だけでなく、多くの市民が事業に関心を持つように努めます。
- ・ 通年的に実施が可能な内容で考え、啓発を実施していきます。

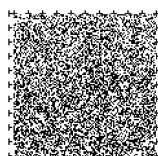
【実施実績】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実施	実施	実施

注：令和5年度は見込み数

【実施見込】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施



②自発的活動支援事業

障がいのある人等が、自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

【現状と課題】

実施形式には、障がいのある人等やその家族がお互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会を支援する、障がいのある人等を含めた地域における災害対策活動を支援する、地域で障がいのある人等が孤立することがないように見守り活動を支援する、障がいのある人等が仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア）の支援や、障がいのある人等に対する社会復帰活動を支援する、障がいのある人等に対するボランティアの養成や活動を支援するなどがあります。

事業の創設と必須化は平成25年度でしたが実施に至りませんでした。

【今後の方向性】

- 多くの障がいのある人等やその家族、地域住民等が事業に関わる内容で実施できるよう努めます。
- 春日部市社会福祉協議会*などと連携して、各種関係団体や市民への事業周知を図っていきます。

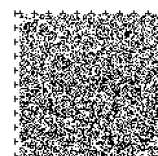
【実施実績】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	未実施	未実施	未実施

注：令和5年度は見込み数

【実施見込】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施



③相談支援事業

相談支援事業は障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、そのニーズを受け止め、情報提供や権利擁護のための援助をするなど、総合的な相談支援を行います。

【現状と課題】

本市の相談支援事業については、身体障害、知的障害、精神障害を専門とする3事業所に委託しています。また、市内の相談機関（障がい者支援課、相談支援事業所、その他相談機関）による定期的な相談支援部会を開催し、情報共有や事例検討、事業所の交流会などの企画を実施してきました。

春日部市自立支援協議会と協議しながら、より効果的な相談支援体制の構築が課題となっています。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度の委託事業所数は、現在と同じく3か所と見込みました。
- ・相談実績の見込み量は、令和4年度に増加していることを考慮し、令和8年度は62,721件と見込みました。
- ・相談支援体制では、関係機関と連携しネットワークを充実するほか、必要な社会資源を開発するために、自立支援協議会及び春日部市社会福祉協議会*などと検討していきます。
- ・困難事例、人材育成など、相談支援体制の中核的な役割を担う基幹相談支援センター*のあり方を協議、検討し、市内に設置することを推進していきます。

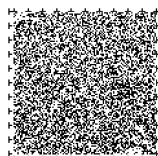
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委託事業所数	3か所	3か所	3か所
相談件数(年間)	19,712件	42,535件	46,872件

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
委託事業所数	3か所	3か所	3か所
相談件数(年間)	51,651件	56,917件	62,721件



○高次脳機能障がい*のある人の相談件数

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数(年間)	7件	5件	7件

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

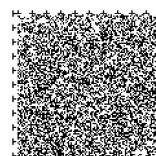
区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数(年間)	9件	10件	11件



ドリームセンターともに
通所者 塚原 保夫さんの作品



ドリームセンターともに
通所者 岩崎 昭さんの作品



④成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的障がい、または精神障がいのある人（発達障がい*や高次脳機能障がい*のある人を含む）を保護（財産管理、身上監護）するために、家庭裁判所に成年後見開始の申立てを行い、家庭裁判所により選任された成年後見人などが、本人に代わり生活療養看護および財産の管理に関する特定の法律行為について、本人を保護することにより本人の望む日常生活を実現することを目的に、市長が成年後見などの開始の申立てをするものです。

対象者	a. 4親等以内の親族がいない場合 b. 4親等以内の親族がいても音信不通または申立てを拒否している場合 c. 虐待などの理由により親族による申立てが適当でない場合
-----	--

【現状と課題】

成年後見制度*に関する相談件数は増加傾向にあります。制度そのものを知らないことと相談につながらないことから、更なる周知、啓蒙が求められます。

【今後の方向性】

- ・実績がない要因について、自立支援協議会の専門部会等でさらに検討し、事業のさらなる周知に努めます。
- ・成年後見事業の円滑な利用に向けて関係機関との連携を強化します。

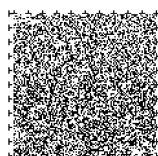
【実施実績】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実施 申立て0件	実施 申立て2件	実施 申立て1件

注：令和5年度は見込み数

【実施見込】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施



⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度*における、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

【現状と課題】

実施形式には、

- ①法人後見実施のための法人後見に要する運営体制、財源確保、障がいのある人等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容とした研修カリキュラムの法人後見研修を実施すること、
 - ②法人後見の活動を安定的に実施するため組織体制の構築として、法人後見の活用等のための地域の実態把握、法人後見推進のための検討会等を実施すること、
 - ③法人後見の適正な活動のための支援として、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制を構築すること、
- などがあります。

【今後の方向性】

- ・高齢者の支援と併せて、障がい者成年後見センターの開設を検討しています。
- ・事業の実施にあたっては、地域の実情に応じて最も効果的な方法によるものとし、社会福祉協議会*への業務委託を協議しています。

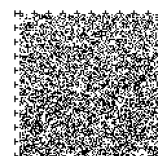
【実施実績】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	委託協議	委託協議	委託協議

注：令和5年度は見込み数

【実施見込】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備 考
実施の有無	事務調整	実施	実施	高齢者成年後見センターと併せて社協へ委託



⑥-1 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業*）

聴覚または音声機能、もしくは言語機能に障がいのある人の家庭生活ならびに社会生活におけるコミュニケーション（生活、医療、職業、教育など）を円滑にするため、手話通訳者を派遣する事業です。

対象者	市内に居住して身体障害者手帳*の交付を受けていて聴覚障がいなどがある人
派遣の範囲	埼玉県内および東京都内（特別区の存する地域に限る） ただし、聴覚障がいのある人等の社会参加の促進に役立つ場合は、この限りではない

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を上回っています。（令和4年度は、計画では102件、実績は104件）

サービス提供体制の見直しや手話通訳者の養成を計画的に行うことが課題となっています。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は121件と見込みました。
- ・サービス提供体制の検証や制度の周知方法を検討するとともに、見込み量の確保にあたって関係機関と協力し、手話講習会の開催などを通して、計画的な手話通訳者の養成に努めます。

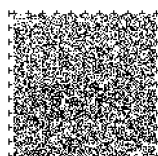
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数(月)	93件	104件	108件

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数(月)	112件	116件	121件



⑥-2 意思疎通支援事業（要約筆記*者派遣事業）

聴覚または音声機能、もしくは言語機能、高次脳機能（聴覚、音声・言語機能に障がいのある人）の障害や難病*のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、要約筆記者を派遣する事業です。

派遣の要件	a. 生命維持および健康の増進に関する場合 b. 財産・労働など権利義務に関する場合 c. 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校その他の公的機関との連絡調整を図る場合 d. 社会参加を促進する学習活動などに関する場合 e. 冠婚葬祭など地域生活および家庭生活に関する場合 f. その他市長が特に必要と認める場合
-------	---

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。（令和4年度は、計画では5件、実績は1件）

今後、サービス提供体制の見直しや要約筆記者の養成を計画的に行うことが課題となっています。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は4件と見込みました。
- ・見込み量の確保にあたっては、手話通訳者派遣事業*同様、サービス提供体制の検証や制度の周知に努めます。

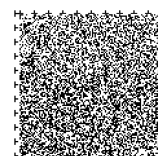
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数(月)	1件	1件	1件

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数(月)	2件	3件	4件



⑦日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人などに対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与を行います。

用具一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット、特殊尿器等） ・自立生活支援用具（入浴補助用具、移動・移乗支援用具等） ・在宅療養等支援用具（透析液加温器、ネブライザー等） ・情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置、点字器、盲人用時計、人工喉頭等） ・排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつ、収尿器） ・住宅改修費（障がいのある人の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修をとまうもの）
------	--

【現状と課題】

利用実績は、排泄管理支援用具を除き、第6期計画の見込み量と同一です。（令和4年度は、排泄管理支援用具は、計画では429件、実績は424件）

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、排泄管理支援用具は令和8年度で484件と見込みました。それ以外は、令和4年度の実績と同程度に見込みました。

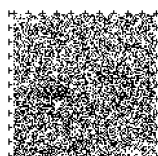
【実績値】（1月あたり）

区分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	1件	1件	1件
自立生活支援用具	2件	2件	2件
在宅療養等支援用具	2件	2件	2件
情報意思疎通支援用具	2件	3件	3件
排泄管理支援用具	416件	424件	438件
住宅改修費	1件	1件	1件

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】（1月あたり）

区分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	1件	1件	1件
自立生活支援用具	2件	2件	2件
在宅療養等支援用具	2件	2件	2件
情報意思疎通支援用具	2件	3件	3件
排泄管理支援用具	453件	468件	484件
住宅改修費	1件	1件	1件



⑧奉仕員養成研修事業

手話奉仕員、点訳奉仕員などを養成する研修です。本市では手話および点字の講習会を実施しています。

事業一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・手話講習会は入門、基礎、レベルアップ（各 24 回）、中級（30 回）、通訳者養成（35 回）の 5 コース ※いずれか 2 コースを状況により実施 ・点訳者養成講習会は 1 コース（全 15 回）
------	---

【現状と課題】

利用実績は、第 6 期計画の見込み量を下回っています。（令和 4 年度は、計画では 40 人、実績は 14 人日分）手話講習会は、難易度の高いコースでは、定員が少人数となります。

事業の継続については、関係団体との連携が必要になっています。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和 8 年度は手話講習会を 25 人、点訳者養成講習会を 10 人と見込みました。
- ・手話講習会は、年度により難易度の異なる講習会を開催しており、コースにより参加定員も異なっています。
- ・見込み量の確保にあたっては、聴覚障がいのある人や視覚障がいのある人の社会参加の一助となるよう、関係機関や関係団体との連携を強化し、事業の継続に努めます。

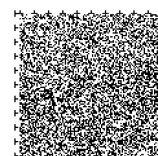
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話講習会	23 人	14 人	12 人
点訳者養成講習会	9 人	7 人	5 人

注：令和 5 年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話講習会	40 人	35 人	25 人
点訳者養成講習会	10 人	10 人	10 人



⑨移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人に、余暇活動など社会参加や社会生活上必要不可欠な外出のための支援を行う事業です。

対象者	身体障害者手帳*、療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*の交付を受けている人、もしくは知的障害、発達障害*を有すると更生相談所、医療機関などから認定された人で一定の障がいのある人
回数	原則1日8時間まで、かつ1月60時間まで

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。(令和4年度は、計画では3,110時間、実績は2,887時間)

精神障がいのある人の利用が増加傾向にあり、市内の事業者の確保や事業の弾力的な運用について課題があります。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は3,037時間と見込みました。
- ・本サービスの見込み量の確保にあたっては、サービス提供事業者の確保に努めます。

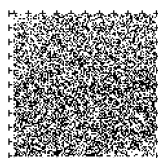
【実績値】

区分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総利用時間数(月)	2,787時間	2,887時間	2,924時間
実利用者数(月)	160人	157人	157人
登録事業所数	90か所	90か所	90か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用時間数(月)	2,961時間	2,999時間	3,037時間
実利用者数(月)	158人	159人	160人



⑩地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に対し、地域の実情に応じた、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行う事業です。

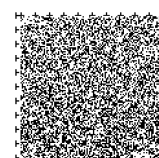
I 型	a. 専門職員（精神保健福祉士*等）の配置 b. 医療、福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整 c. 地域住民ボランティア育成 d. 障害に対する理解促進を図るための普及啓発などを行う事業
II 型	地域において雇用・就労が困難な障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービスなどを行う事業
III 型	地域の障がいのある人の援護対策として、通所による援護事業の実績をおおむね5年以上有し、安定的な運営が図られている地域の障がい者団体などが実施する事業
サービス向上型	通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の地域の実情に応じた支援を行う事業

【現状と課題】

令和5年度現在、市内の事業所は、I型が1か所、II型が1か所、III型が2か所、サービス向上型が1か所設置されています。

利用実績との比較では、第6期計画の見込み量はI型とIII型が下回っていますが、I型は長期間利用の無い登録者について登録の見直しをしたため、III型は令和3年度に地域活動支援センターから障害福祉サービス等事業所に移行した事業所があったためです。（令和4年度は、I型が計画では430人、実績は111人、III型が計画では56人、実績は55人）

本サービスの現状は、福祉関係機関や医療機関等と連携を図りながら、地域特性の課題に取り組み、障害福祉サービスでは対応できない対象者や福祉サービスのみでは補えないニーズに対して、交流の場、仲間づくり、日常生活相談等を行っています。



【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度はすべての類型で合わせて現状の5か所を見込みました。
- ・市では、障がいのある人のニーズや潜在的な需要等について事業者と情報共有し、必要なサービス提供の支援を行います。
- ・課題解決に向けて検討を進め、安定的な事業運営が図れるように推進していきます。

【実績値】

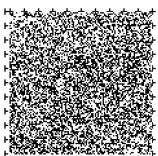
区 分		サービス提供実績(第6期計画期間)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
Ⅰ型	設置箇所数	1か所	1か所	1か所
	登録者数	141人	111人	120人
Ⅱ型	設置箇所数	1か所	1か所	1か所
	登録者数	24人	29人	31人
Ⅲ型	設置箇所数	2か所	2か所	2か所
	登録者数	48人	55人	54人
サービス向上型	設置箇所数	1か所	1か所	1か所
	登録者数	12人	12人	12人

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分		今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
Ⅰ型	設置箇所数	1か所	1か所	1か所
	登録者数	120人	120人	120人
Ⅱ型	設置箇所数	1か所	1か所	1か所
	登録者数	33人	36人	38人
Ⅲ型	設置箇所数	2か所	2か所	2か所
	登録者数	53人	52人	51人
サービス向上型	設置箇所数	1か所	1か所	1か所
	登録者数	12人	12人	12人

※他市の利用施設 さいたま市 2か所
 越谷市 1か所



⑪訪問入浴サービス事業

家庭において入浴が困難な在宅の重度障がいのある人などに対して、入浴サービスを提供する事業です。

対象者	a. 身体障害者手帳* 1級、2級（肢体不自由）の交付を受けている人 b. 療育手帳*④、Aの交付を受けている人 c. 精神障害者保健福祉手帳* 1級の交付を受けている人 d. 特定疾患患者および関節リウマチ患者 ※ 他の制度で同様のサービスを受けられる人は除く
要件	a. 医師により入浴が可能と認められた人 b. 感染症疾患を有しない人 c. 入浴時に家族などの立会いが可能である人
利用回数	原則週1回（7月から9月は週2回）以内

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を上回っています。（令和4年度は、計画では7人、実績は9人）

現状では、施設サービスとして入浴できる場所がない人がいるため、当事業のように訪問型の入浴サービスの必要性があります。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は11人と見込みました。
- ・見込み量の確保にあたっては、事業者の確保と利用者のニーズの把握に努めます。

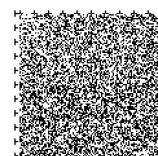
【実績値】

区分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(月)	7人	9人	9人
契約事業所数	2か所	2か所	2か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(月)	10人	10人	11人



⑫更生訓練費支給事業

自立訓練事業、もしくは就労移行支援事業を利用している人に対して更生訓練費を支給する事業です。

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。(令和4年度は、計画では163人、実績は131人)

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は132人と見込みました。
- ・見込み量の確保にあたっては、対象者の把握と適正なサービスの提供に努めます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(年間)	162人	131人	131人
利用事業所数	44か所	59か所	58か所

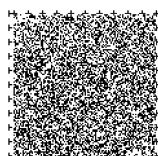
注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(年間)	132人	132人	132人



ドリームセンターともに
通所者 大宮 浩二さんの作品



⑬知的障害者職親委託事業

知的障がいのある人の更生援護を職親（知的障がいのある人を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行う人）に委託する事業です。

【現状と課題】

事業の周知は行っていますが、利用者がいない状況です。

【今後の方向性】

- ・潜在的な需要を考慮して、令和8年度は1人と見込みました。
- ・見込み量の確保にあたっては、事業の周知に努めます。

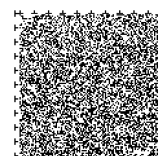
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(年間)	0人	0人	0人

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(年間)	1人	1人	1人



⑭日中一時支援事業

障がいのある人を一時的に預かることにより、見守りおよび社会に適応するための日常的な訓練、家庭の就労支援ならびに日常的に介護をしている家族の一時的な休息を提供する事業です。

対象者	市内に住所を有する身体障害者手帳*・療育手帳*・精神障害者保健福祉手帳*の交付を受けている人、もしくは知的障害・発達障害*があると更生相談所・医療機関などから認定された人
回数	原則、1か月の利用回数は、7日を上限

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。(令和4年度は、計画では18人、実績は4人)

本事業は、障がいのある人だけでなく、家族にとっても休息時間の確保などの観点で有効な事業です。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を配慮して、令和8年度は12人と見込みました。
- ・見込み量の確保にあたっては、サービス提供事業者の確保に努めます。

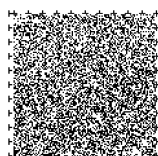
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(年間)	2人	4人	8人
登録事業所数	14か所	15か所	15か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(年間)	10人	12人	12人



⑮自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

i) 自動車運転免許取得助成

運転免許を取得する場合に補助金を交付する事業です。

対象者	a. 市内に住所を有し、身体障害者手帳*、療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*の交付を受けている人 b. 道路交通法の規定による運転免許試験の受験資格を有する人 c. 道路交通法の規定により、都道府県公安委員会から運転することができる自動車の種類が限定され、または必要な条件を付されている人
-----	---

ii) 自動車改造助成

ハンドル、ブレーキ、アクセルなどの改造費用を補助します。

対象者	a. 市内に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 b. 就労などに伴って自ら所有し、運転する自動車を改造する必要がある人
-----	---

【現状と課題】

利用実績は、自動車運転免許取得助成事業では第6期計画の見込み量と同一（令和4年度は計画及び実績で2人）で、自動車改造助成事業では第6期計画の見込み量をやや下回っていました。（令和4年度は計画では2人、実績では1人）

【今後の方向性】

- ・利用実績を基に令和8年度はいずれの事業でも2人と見込みました。
- ・見込み量の確保にあたっては、サービス内容の周知に努めます。

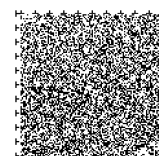
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得助成人数(年間利用者数)	1人	2人	2人
自動車改造助成人数(年間利用者数)	2人	1人	2人

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得助成人数(年間利用者数)	2人	2人	2人
自動車改造助成人数(年間利用者数)	2人	2人	2人



⑩肢体不自由児機能回復訓練母子通園事業

肢体不自由児の機能回復訓練指導および医学的相談を行う事業です。

対象者	18歳未満の母子通園が可能な人
-----	-----------------

【現状と課題】

現状では、肢体不自由児機能回復訓練母子通園事業は休止中です。

【今後の方向性】

事業再開に向けて、医療機関等との調整を図ります。

春日部市発達支援センターの医療専門職の活用により、事業再開ができないか検討します。

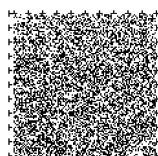
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(年間)	事業休止	事業休止	事業休止

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(年間)	調整・検討	調整・検討	調整・検討



⑰子どもの発達支援巡回事業

発達障害*等に関する知識を有する専門員（公認心理師等）が、市内の民間保育所や幼稚園、地域子育て支援拠点を巡回し、保育士等に対して発達が気になる児童およびその保護者への支援方法についての助言や指導を行い、発達障害の早期発見・早期対応を支援する事業です。

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。（令和4年度は、計画では184回、実績は172回）

発達障害の早期発見・早期対応を支援するうえで重要な事業ですが、巡回を希望する施設が増えているのに対し、早期療養を実施する体制が十分でないことが課題です。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は211回と見込みました。
- ・見込み量の確保にあたっては、民間保育所等に対する事業の周知に努めます。

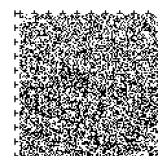
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数 (年間延べ支援回数)	168回	172回	181回

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数 (年間延べ支援回数)	191回	201回	211回



10 その他市の福祉事業

①障害児・者生活サポート事業

心身障がいのある人に対して、一時預かり、派遣による介護、外出援助などのサービスを提供する事業です。

対象者	市内に住所を有する人で a. 身体障害者手帳*、療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*のいずれかの交付を受けている人 b. 知的障害、発達障害*を有すると更生相談所・医療機関などから認定された人 c. 難病*等（特殊疾病を含む）と認定された人
-----	---

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。令和4年度は、計画では163人、実績は124人)

なお、障がいのある児童については、世帯の生計中心者の課税状況により利用料補助があります。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は160人と見込みました。

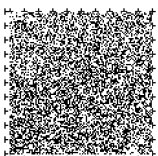
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(年間)	147人	124人	130人
登録事業所数	21か所	21か所	21か所

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(年間)	140人	150人	160人



②全身性障害者介護人派遣事業*

独立自活を目指す在宅の重度の全身性障がいのある人に対して、外出援助等を行う介護人を派遣することにより、全身性障がいのある人の生活圏の拡大および社会参加を図るための事業です。

対象者	市内に住所を有し、身体障害者手帳*の交付を受けている18歳以上の在宅の全身性障がいのある人で、その障害の程度が特別障害者手当の支給要件に該当する人および脳性まひによる障害の程度が1級の人
利用時間	派遣対象者1人64時間まで(1月)

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。(令和4年度は、計画では893時間、実績は565時間)

日常生活が困難な全身性障がいのある人にとって、身近な人に介護を頼めることから、障害福祉サービス事業所のホームヘルパーよりも独立自活を目指すうえで利用しやすく、有効な事業です。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は477時間と見込みました。
- ・本事業については、埼玉県からの補助を受けて実施しているため、サービス提供には一定の条件がありますが、全身性障がいのある人において利用しやすいサービスであり、今後も需要があると予想されるため、事業の継続と安全の確保に努めます。

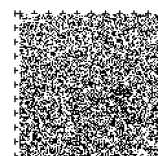
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(年間)	17人	15人	15人
総利用時間数(月)	680時間	565時間	542時間

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(年間)	15人	15人	15人
総利用時間数(月)	519時間	498時間	477時間



③福祉タクシー券・自動車燃料費助成事業

重度の障がいのある人の移動を支援するために、タクシー券または燃料券を交付する本市の事業です。

対象者	a. 身体障害者手帳* 1級、2級、3級の交付を受けている人 b. 療育手帳* ㊤、A、Bの交付を受けている人 c. 精神障害者保健福祉手帳* 1級の交付を受けている人 d. 戦傷病者手帳 特別項症から第3項症の交付を受けている人
補助額	a. タクシー利用券1枚につき、一般タクシーの初乗運賃相当額を補助 (1人年間30枚まで) b. 自動車燃料費助成券1枚につき、1,500円相当額分を補助 (1人年間10枚まで・タクシー利用券と同等額)

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量をいずれも下回っています。(令和4年度は、タクシー券は計画では39,900枚、実績は35,471枚、燃料券は計画では35,800枚、実績は28,163枚)

なお、本事業は埼玉県タクシー協会との協定により実施しており、市独自の変更等は難しい状況です。

【今後の方向性】

- ・利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度のタクシー券38,617枚、燃料券28,103枚と見込みました。

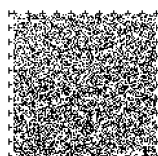
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
タクシー券	35,928枚	35,471枚	36,233枚
燃料券	28,429枚	28,163枚	28,148枚
対象者数	6,038人	5,868人	5,845人

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
タクシー券	37,011枚	37,806枚	38,617枚
燃料券	28,133枚	28,118枚	28,103枚
対象者数	5,822人	5,798人	5,775人



④寝具乾燥サービス事業

身体障害者手帳*の交付を受けている寝たきりの状態の人が使用している寝具の乾燥などを行う事業です。

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っており、実績はありません。(令和4年度は、計画では1人、実績は0人)

【今後の方向性】

潜在的な需要を考慮して、令和8年度は1回、1人と見込みました。

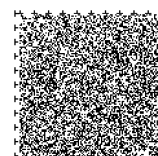
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	0回	0回	0回
利用者数(年間)	0人	0人	0人

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	1回	1回	1回
利用者数(年間)	1人	1人	1人



⑤言語障害児指導事業

言語に障がいのある児童に検査、訓練を行うことにより、構音障害の軽減や言語発達の促進等を援助する事業です。

対象者	おおむね3歳から小学校就学前までの児童
-----	---------------------

【現状と課題】

利用実績は、第6期計画の見込み量を下回っています。(令和4年度は、計画では271人、実績は219人)

引き続き、小学校入学後の通級指導教室などとの連携を強化する必要があります。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は222人と見込みました。

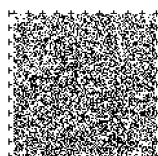
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数(在籍者数)	214人	219人	220人

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(在籍者数)	221人	221人	222人



⑥リフト付自動車貸出事業

車いすに乗ったままで走行できるリフト付自動車の貸出しを行う事業です。

(1人年間36回まで)

対象者	車いすの使用を必要とする肢体不自由者で、身体障害者手帳*1級から3級までの交付を受けている人
-----	--

【現状と課題】

利用実績は、回数では第6計画の見込み量を下回っています。(令和4年度は、計画では140回、実績は106回)

【今後の方向性】

利用実績は、潜在的な需要を考慮して、令和8年度は、延べ利用者回数を130回と見込みました。

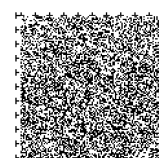
【実績値】

区 分	サービス提供実績(第6期計画期間)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	103回	106回	122回
利用者数(年間)	63人	65人	68人

注：令和5年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第7期計画期間)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	122回	124回	130回
利用者数(年間)	68人	72人	74人

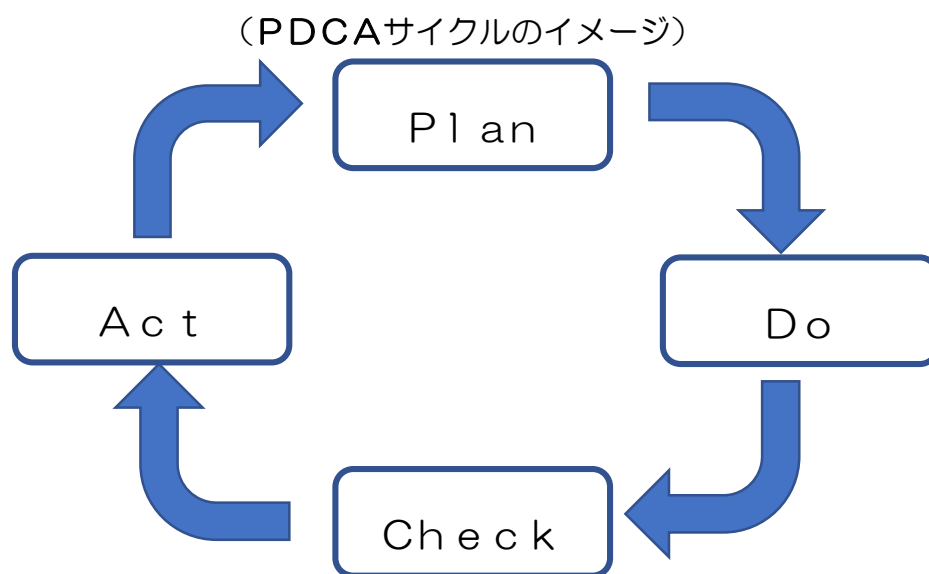


第4章 計画の推進体制

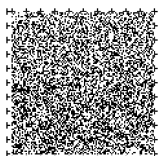
障害者計画および障害福祉計画（以下「計画」という。）を推進するためには、障がいのある人についての理解や社会的関心を高めるとともに、行政のみならず、地域社会のすべての方との連携・協力が必要です。

施策と事業が多岐にわたることから、地域全体が積極的に関わることができるよう、計画について広報かすかべや市公式ホームページなどで周知・啓発を行うとともに、障がいのある人に関わる機関や企業、各種団体など広く計画への理解と実施に向けた協力を求める働きかけを行い、市全体で計画を推進していく環境づくりをめざします。

今後、計画の推進に関しては、春日部市障害者計画等審議会において審議いただくとともに、春日部市自立支援協議会と連携し、P D C Aサイクルの考え方のもと年度ごとに進捗状況を把握し、評価を行いながら、全庁的な取り組みにより円滑な推進を図ります。



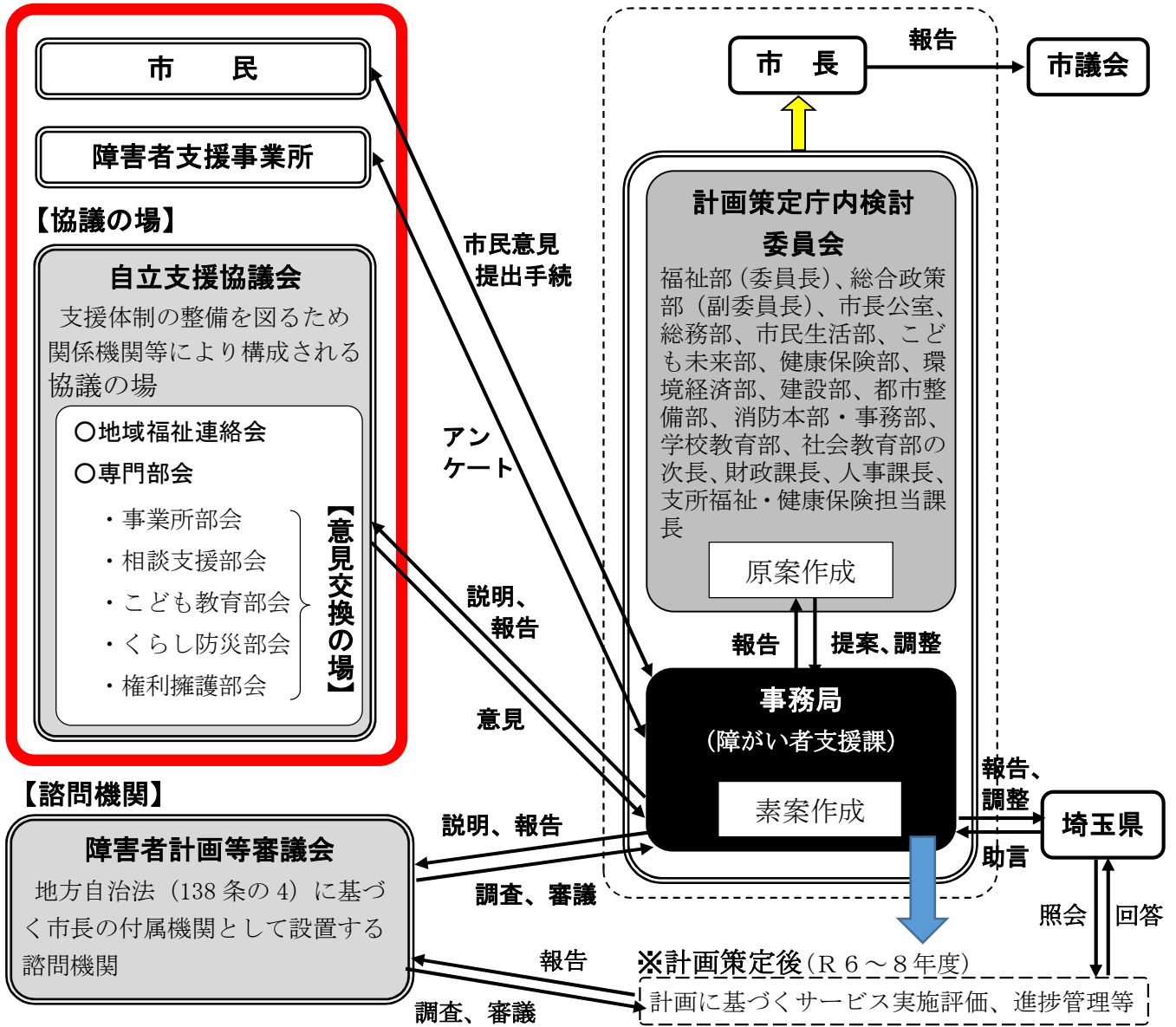
Plan	計画	計画を策定し、その中で目標を設定した上で、目標達成に向けた活動内容を定めます。
Do	実施	計画に基づき活動します。
Check	評価	活動を実施した結果、目標が達成されたか、達成されない場合にはどこが問題かを評価します。
Act	見直し	評価の内容に基づき、計画の目標、活動内容などの見直しを行います。



資料編

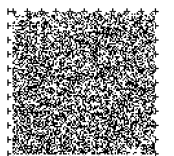
1 策定体制

《ニーズ・現状把握等》



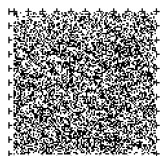
市民意見の聴取

- 1 市民アンケート（第4期障害者計画） 実施時期：令和2年1月～2月
- 2 障害者支援事業所等アンケート 実施時期：令和5年7月
- 3 市民意見提出手続（パブリックコメント） 実施時期：令和5年12月～令和6年1月

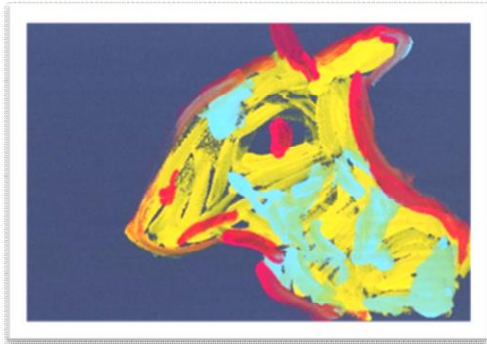


2 策定の経緯

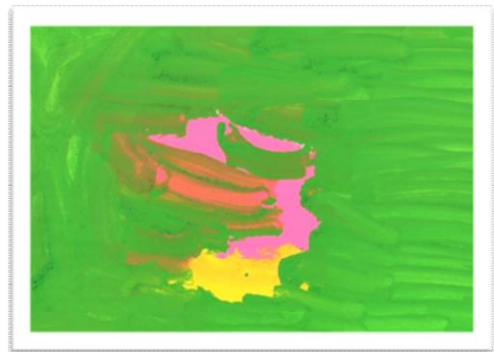
5月1日～ 5月31日	春日部市障害者計画等審議会委員公募
6月22日	第1回 春日部市自立支援協議会 ・第7期春日部市障害福祉計画の策定について ・計画策定に係るアンケート調査について
7月5日～ 7月24日	事業所アンケート実施
7月10日	第1回 庁内検討委員会 ・第7期春日部市障害福祉計画の策定について
7月19日	第1回 春日部市障害者計画等審議会 ・会長及び副会長の選出について ・第7期春日部市障害福祉計画の策定について
8月18日	第2回 春日部市自立支援協議会 ・第7期春日部市障害福祉計画（素案）について
8月24日	第2回 庁内検討委員会（書面開催） ・第7期春日部市障害福祉計画（素案）について
9月29日	第2回 春日部市障害者計画等審議会 ・第7期春日部市障害福祉計画（案）について（諮問）
11月2日	第3回 春日部市自立支援協議会 ・第7期春日部市障害福祉計画（案）について
11月7日	第3回 庁内検討委員会（書面開催） ・第7期春日部市障害福祉計画（案）について
11月22日	第3回 春日部市障害者計画等審議会 ・第7期春日部市障害福祉計画（案）について ・計画書の表紙の選定等について
12月1日～ 1月4日	市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施
1月17日	第4回 春日部市自立支援協議会 ・市民意見提出手続きの結果について
1月30日	第4回 庁内検討委員会 ・市民意見提出手続きの結果について



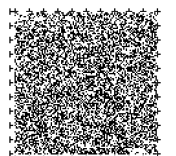
2月9日	第4回 春日部市障害者計画等審議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見提出手続きの結果について ・第7期春日部市障害福祉計画（案）の答申について
2月9日	第7期春日部市障害福祉計画の答申



あおぞら
通所者 島田 淳さんの作品



あおぞら
通所者 池田 直胤さんの作品



3 春日部市障害者計画等審議会

■春日部市障害者計画等審議会条例（令和2年3月19日条例第1号）

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく市の障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく市の障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく市の障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定し、及び障害者計画等の推進を図るため、春日部市障害者計画等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者計画等の策定及び変更に関する事項
- (2) 障害者計画等の推進に関する事項

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 公募に応じた市民

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

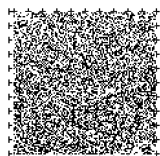
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

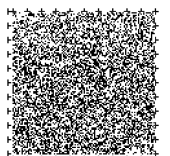
1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
中心市街地まちづくり審議会委員		日額	5,200円	中心市街地まちづくり審議会委員		日額	5,200円
障害者計画等審議会委員		日額	5,200円				

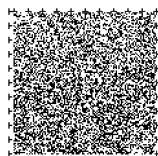


■春日部市障害者計画等審議会委員名簿

敬称略

No.	氏 名	選出団体名等	備 考
1	小澤 昭彦	埼玉県立大学	会長
2	八木原 みき	埼玉県春日部保健所	
3	細井 道栄	春日部市民生委員・児童委員協議会	
4	松本 久男	一般社団法人春日部市身体障害者福祉会	副会長
5	飯澤 育世	春日部市精神障害者家族会ひだまり	
6	武笠 美幸	埼玉県立宮代特別支援学校	
7	佐藤 正幸	春日部市聴力障害者協会	
8	清水 雄幸	一般社団法人埼玉県障害難病団体協議会	
9	遠藤 賢	一般社団法人春日部市医師会	
10	羽鳥 一子	春日部市手をつなぐ親の会	
11	寺嶋 祐人	埼玉県立春日部特別支援学校	
12	松村 真理子	春日部市精神保健福祉施設連絡会	
13	篠江 正則	医療法人社団双里会障害者支援センターたけさと	
14	鈴木 敏仁	社会福祉法人春日部市社会福祉協議会	
15	吉原 満	社会福祉法人つぐみ共生会	
16	高橋 由紀子	社会福祉法人ともに福祉会	
17	海野 洋子	公募	
18	吉田 久美子	公募	

任期：令和5年7月1日 ～ 令和7年6月30日



■第7期春日部市障害福祉計画の策定について（諮問）

春障発第1884号

令和5年9月29日

春日部市障害者計画等審議会

会長 小澤 昭彦 様

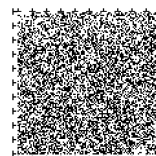
春日部市長 岩谷 一弘

第7期春日部市障害福祉計画（案）について（諮問）

春日部市障害者計画等審議会条例（令和2年条例第1号）第2条第1項第1号の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

「第7期春日部市障害福祉計画（案）」



■第7期春日部市障害福祉計画の策定について（答申）

春障審発第1号
令和6年2月9日

春日部市長 岩谷 一弘 様

春日部市障害者計画等審議会
会長 小澤 昭彦

第7期春日部市障害福祉計画の策定について（答申）

令和5年9月29日付 春障発第1884号で諮問のあった第7期春日部市障害福祉計画の策定について、慎重に審議した結果、概ねその内容を妥当と判断し、ここにその旨答申します。

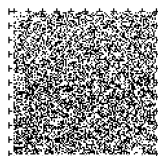
意 見

本審議会は、春日部市が提示した案をもとに、専門的な見地や市民としての視点で積極的な討議を重ね、慎重に審議してきました。

今回諮問された第7期春日部市障害福祉計画は、令和6年度から3年間の障害者総合支援法に定める事業のサービス量等を、国の指針に基づき定める計画です。

第7期春日部市障害福祉計画の推進にあたっては、第4期春日部市障害者計画の基本理念である共生社会の実現に向けて関係団体等と連携・協力し、障がい者の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に遂行してください。

なお、計画策定後においても、PDCAサイクルの考えのもと、進行管理を適正に行うよう努めてください。また、時代に即した計画となるよう、制度改正や社会情勢を踏まえ必要な見直しや検討を進められるようお願いいたします。



4 春日部市自立支援協議会

■春日部市自立支援協議会要綱（平成30年12月13日制定）

（設置）

第1条 障害者相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場を設けるため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。次条第4号において「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき春日部市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 法第88条に規定する市の障害福祉計画に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認めた事項

（組織）

第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族
- (3) 障害者の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
- (4) その他市長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

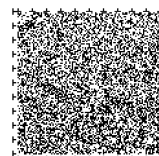
（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

（委員の報酬）

第7条 委員の報酬は、無償とする。



(運営委員会)

第8条 協議会の運営に係る調整を行うため、協議会に運営委員会を置く。

2 運営委員会の委員(以下「委員会委員」という。)は、委員のうちから会長が指名する。

(運営委員会の組織)

第9条 運営委員会は、委員長、副委員長及び委員会委員若干人をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第10条 委員長は、委員会委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第11条 運営委員会の会議は、委員長が招集する。

2 運営委員会の会議は、委員会委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(部会)

第12条 協議会の所掌事項に関し、協議会が指示する調査及び研究を行うため、協議会に部会を置くことができる。

(意見聴取等)

第13条 協議会、運営委員会及び部会は、審議のため必要があると認めるときは、委員、委員会委員又は部会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第14条 協議会、運営委員会及び部会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会、運営委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

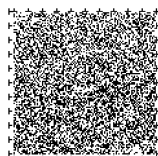
1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(春日部市自立支援協議会要綱の廃止)

2 春日部市自立支援協議会要綱(平成26年11月19日制定)は、廃止する。

(任期の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成31年1月1日から平成33年3月31日までとする。

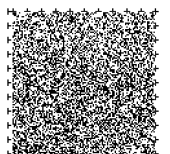


■春日部市自立支援協議会名簿

敬称略

No.	氏名	所属機関等	備考
1	小泉 晋一	共栄大学	
2	土橋 栄子	春日部市民生委員・児童委員協議会	
3	飯澤 育世	春日部市精神障害者家族会ひだまり	
4	移川 良美	宮代特別支援学校PTA 春日部地区推進部	
5	須藤 美智子	春日部特別支援学校PTA 春日部地区	
6	多賀 久仁子	春日部市聴力障害者協会	
7	永田 啓子	春日部市精神保健福祉施設連絡会	副会長
8	羽鳥 一子	春日部市手をつなぐ親の会	
9	松本 久男	一般社団法人 春日部市身体障害者福祉会	
10	佐藤 敦子	社会福祉法人ともに福祉会	
11	篠江 正則	医療法人社団双里会 障害者生活支援センター たけさと	
12	野村 善晶	社会福祉法人 春日部市社会福祉協議会	会長
13	藤崎 稔	社会福祉法人 つぐみ共生会	
14	八木原 みき	埼玉県春日部保健所	
15	下谷内 裕之	公募	
16	畠 秀和	公募	

※任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日



5 春日部市障害者計画等策定庁内検討委員会

■春日部市障害者計画等策定庁内検討委員会要綱（令和2年4月30日制定）

（設置）

第1条 本市の障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するため、春日部市障害者計画等策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者計画等の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認めた事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、福祉部次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総合政策部次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

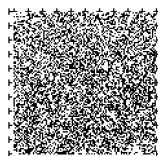
第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。



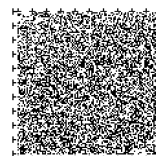
附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。
(春日部市障害者計画策定庁内検討委員会要綱の廃止)
- 2 春日部市障害者計画策定庁内検討委員会要綱（平成25年9月9日制定）は、廃止する。

別表（第3条関係）

市長公室次長 総務部次長 市民生活部次長 こども未来部次長 健康保険部次長 環境経済部次長 建設部次長 都市整備部次長 消防本部次長 事務部次長 学校 教育部次長 学校教育部学務指導担当次長 社会教育部次長 財政課長 人事課長 庄和総合支所福祉・健康保険担当課長
--



6 障害者支援事業所等アンケート結果

(1) アンケートの目的

第7期春日部市障害福祉計画の策定にあたり、春日部市のサービス見込み量や、市内の障害福祉サービス等を提供している事業所の状況を把握するため、アンケート調査を実施しました。

(2) アンケート送付対象

春日部市内に事業所があり、障害福祉サービス等を提供している事業所181カ所。

(3) アンケートの実施方法

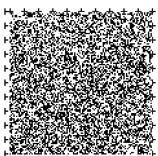
メール・郵送等により調査票を配布、回収により実施。

(4) アンケート実施期間

令和5年7月5日から7月24日にかけて実施（回収率向上のため、8月15日まで回答期間を延長）。

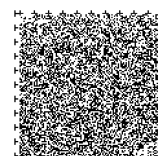
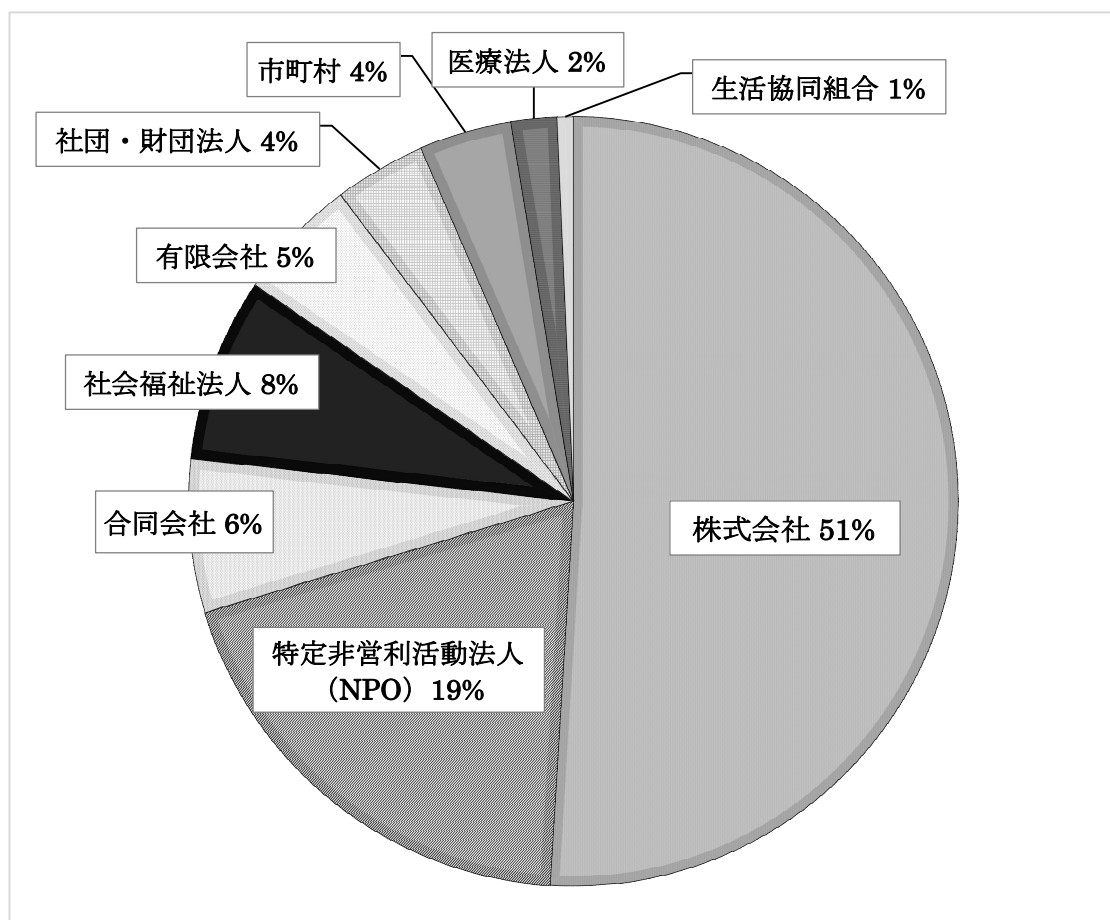
(5) アンケートの回収状況

155件からの回答を集約、回答率85.6%。



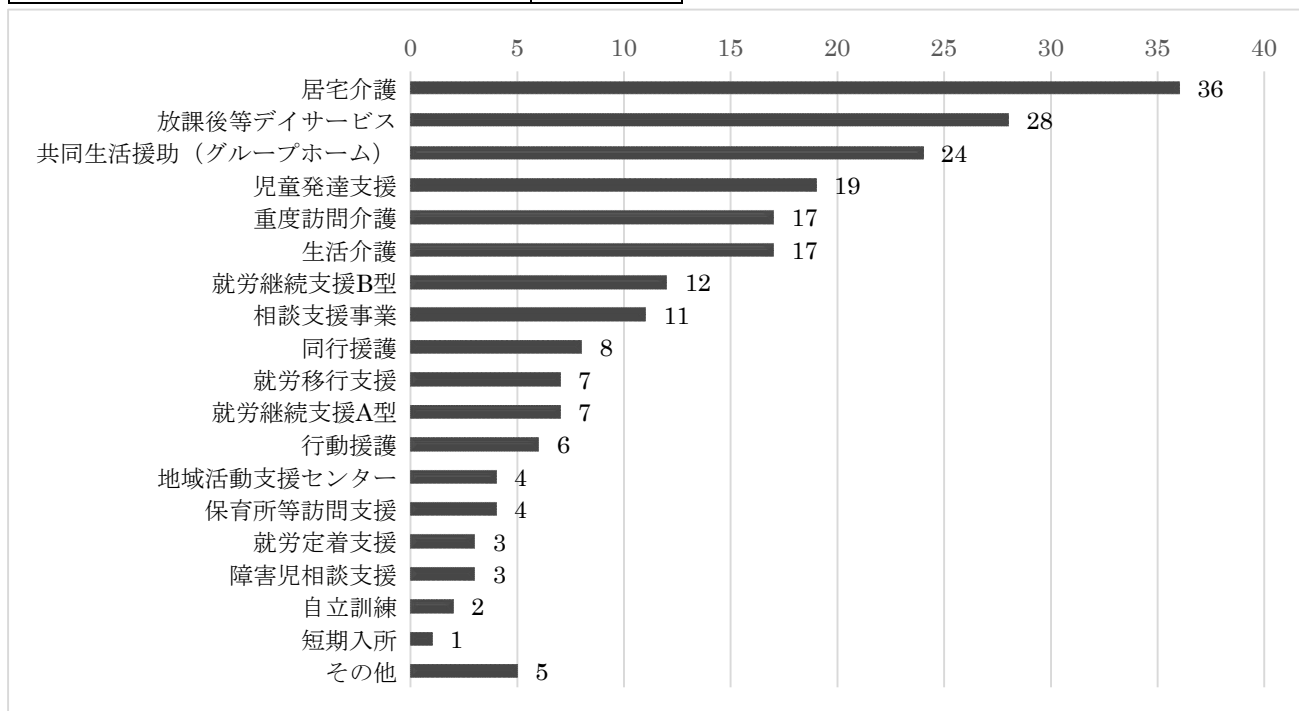
・ 設置主体の内訳

種別	
株式会社	79
特定非営利活動法人 (NPO)	30
合同会社	10
社会福祉法人	12
有限会社	8
社団・財団法人	6
市町村	6
医療法人	3
生活協同組合	1
合計	155

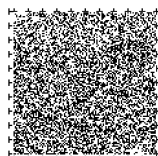


回答事業所のサービス種別内訳

種別	
居宅介護	36
放課後等デイサービス	28
共同生活援助（グループホーム）	24
児童発達支援	19
重度訪問介護*	17
生活介護	17
就労継続支援B型	12
相談支援事業	11
同行援護	8
就労移行支援	7
就労継続支援A型	7
行動援護	6
地域活動支援センター	4
保育所等訪問支援	4
就労定着支援	3
障害児相談支援	3
自立訓練	2
短期入所	1
その他	5
合計	214



※複数のサービスを提供する事業所があるため、設置主体数と総数が異なる。



サービス種別ごとの従業員数

居宅介護等訪問系事業所	
10人未満	11
10～20人	20
21～30人	3
31人以上	3

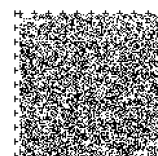
就労系・生活介護等日中活動系事業所	
10人未満	32
10～20人	12
21～30人	2

共同生活援助（グループホーム）	
10人未満	9
10～20人	10
21～30人	3
31人以上	2

相談支援事業所	
5人未満	6
5～10人	4
11人以上	0

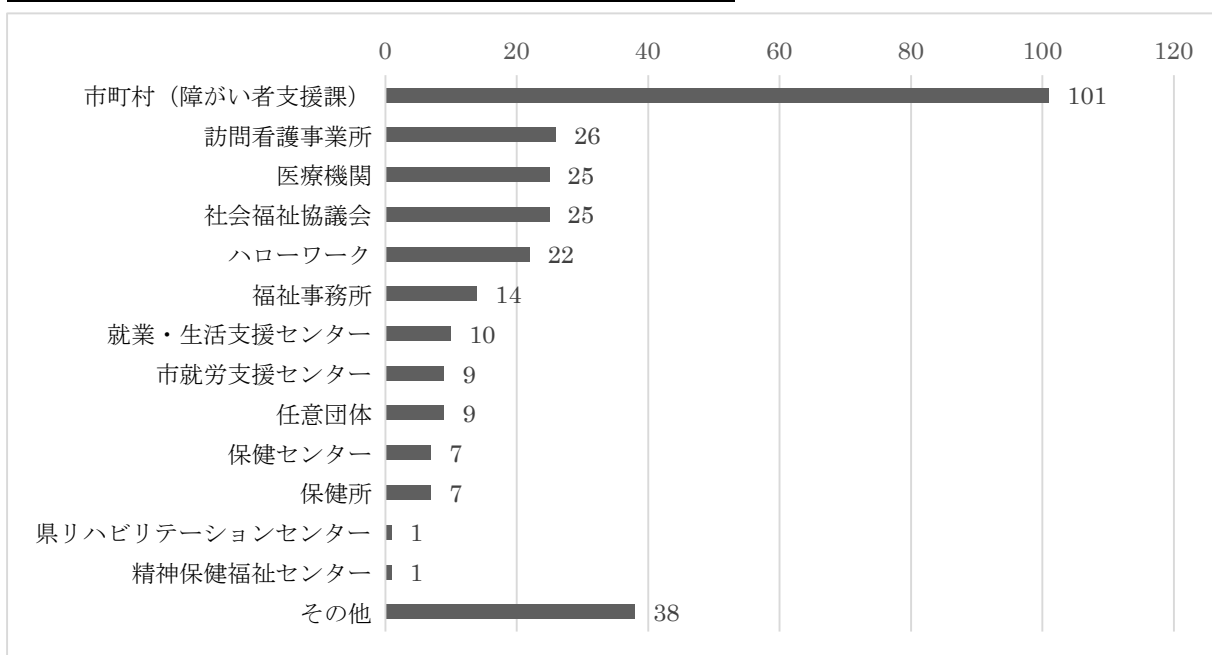
※うち担当者が1名のみ of 事業所は5件

障害児支援系事業所	
10人未満	28
10～20人	5
21～30人	1
31人以上	1



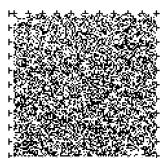
連携している他機関

種別	
市町村（障がい者支援課）	101
訪問看護事業所	26
医療機関	25
社会福祉協議会*	25
ハローワーク	22
福祉事務所	14
就業・生活支援センター	10
市就労支援センター	9
任意団体	9
保健センター	7
保健所	7
埼玉県リハビリテーションセンター	1
精神保健福祉センター	1
その他	38



その他の内訳

就労移行支援事業所・他の障害児支援事業所・相談支援事業所・自立支援協議会
 学校・幼稚園・保育所・児童養護施設・児童相談所・特別支援学校
 家族会・民間の就労支援事業所・介護保険事業所・他の障害福祉事業所
 障害者生活支援センター



市実施事業への意見

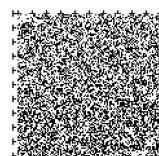
種別	
相談支援事業	2 2
移動支援事業	1 4
自立支援協議会	1 3
成年後見制度利用支援事業	6
福祉タクシー・自動車燃料費助成事業	4
リフト付自動車貸出事業	3
更生訓練費支給事業	2
日中一時支援事業	2
知的障害者職親委託制度	1
言語障害児指導事業（ことばの教室）	1
寝具乾燥サービス事業	1
全身性介護人派遣事業	1

相談支援事業

- ・ 相談支援事業所を増やして欲しい。相談支援事業所（相談員）の数が少ない。（同様意見複数あり）
- ・ 相談支援事業に対する春日部市の方針が明確でない。（同様意見複数あり）
- ・ 基幹相談支援センター*を、早急に設置してほしい。（同様意見複数あり）
- ・ 相談支援機関の領域内で児童の相談ができない点が不満。
- ・ 児童（医療的ケア）を対象とした専門的な人がいない。医療的ケアセンターといってもなかなか相談しても解決にならなかった。
- ・ 規定のモニタリングを行えていない事業所がある。
- ・ 計画相談の定着。
- ・ 障害福祉サービスの制度の周知。（実際利用出来る該当者が知らない）
- ・ 新規事業所が立ち上がっているが依頼が来ないという話を聞く。計画相談が必要な人に振り分けてあげて欲しい。
- ・ 相談支援事業所が各施設に利用者を紹介してほしい。
- ・ 支援項目を増やしてほしい。
- ・ 障害福祉サービスの質の向上の為に今後必要だと思う。
- ・ 相談支援事業所連絡会などに参加させてほしい。

移動支援事業

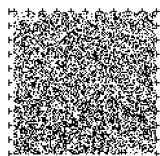
- ・ 施設利用の際の送迎サービス費用が高額なため、利用できないケースがある。（同様意見複数あり）
- ・ 予約が取りにくい。突発的対応ができない。利用内容が限られ、現場の要望に答えられない。



- ・ 受けてくれる事業所が少ない。身体介護有でないと受けてくれない。(同様意見複数あり)
- ・ 事業所の充足。(日曜日に利用できない)
- ・ 移動支援を必要としているご利用者に対し事業所が少ない。
- ・ 利用者さんから、(制度が) あって助かっているという声が多い。
- ・ グループホーム利用者から休日等の余暇支援の希望があるが、事業所(ヘルパー)不足でホーム職員が時間外で対応している。
- ・ 利用者1人が活用していて大変助かっている。
- ・ 報酬見直しを望む。
- ・ 移動支援は余暇活動の為の支援だと思うが、通所施設や学校等への送迎の為のサービスができればと思う。送迎に対するニーズが多くある。
- ・ 日中活動に参加するための送迎支援サービスが必要と思われる。障害の特性・加齢に伴い単独での通所等に不安がある方が多い。ニーズが高いと感じている。
- ・ 通院時も利用できるようにして欲しい。

自立支援協議会

- ・ 事業所の営業時間を考慮して企画していただけると参加しやすい。
- ・ 自立支援協議会で何を成そうとしているのか見えてこない。義務から設置しているように感じる。
- ・ 会を推進する部署(エンジン)が明確でない。政策を立案する部署がない。
- ・ 春日部市内に障害福祉サービス事業所が急激に増加しているが、支援者の力量が不足していることが問題。市は自立支援協議会を活用して職員研修の充実を。
- ・ 自立支援協議会であがった課題が解決できるように基幹相談支援センター*の設置を希望。
- ・ 協議部会の活動の活性化と、活動状況を公開して欲しい。
- ・ こども教育部会に参加しているが学習会だけでなく交流会や事例検討会なども定期定期に開催してほしい。
- ・ 困難事例から多職種連携の中心に自立支援協議会が機能されているのかが分からない。
- ・ 協議会で上がった課題を解決できる予算を。
- ・ 春日部市の就労支援部会の発足。



成年後見制度利用支援事業

- ・ 詳しい情報提供をしていただきたい。(同様意見複数あり)
- ・ 使用してみたい。
- ・ 法人後見制度を導入してほしい。
- ・ つかえる方がほとんどいない。社協に連絡とれない。

福祉タクシー・自動車燃料費助成事業

- ・ 燃料費助成券について、使用できるところが限られ使いにくい。
- ・ つかえる方が少なく、自費で対応している方が多い。
- ・ 福祉タクシー券は、障がい者には大いに役立っている。
- ・ 物価が高騰しているので金額も合わせてほしい。

リフト付自動車貸出事業

- ・ まだ利用はしていないが、このようなサービスがあるのはありがたい。
- ・ 利用頻度は多くないが、とても助かると聞いている。

更生訓練費支給事業

- ・ 就職活動費用の負担軽減になっている。

日中一時支援事業

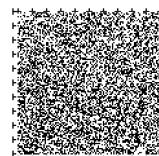
- ・ 基本単価をもっと上げて欲しい。(そうしたら事業として取り入れることも考えていきたい。)
- ・ ガイドブックに該当する事業所の紹介がないのは？

言語障害児指導事業 (ことばの教室)

- ・ ことばの発達で悩んでいる保護者がたくさんいる。必要性が高まってきた。市ならず民間に専門的知識を持つ方を斡旋して欲しい

全身性介護人派遣事業

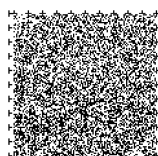
- ・ 今後も継続をしてほしい。



・ 障害者福祉の各種サービス・制度への意見等

居宅介護等訪問系サービスへの意見	
人員の確保が難しい（資格保持者など）	29
サービスの枠組みに問題がある	6
地域資源の確保が難しい	5
利用者の確保が必要である	4
運営資金の確保が難しい	1
その他	7

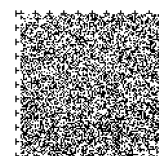
- ・ 人員確保が困難。人員不足。（同様意見複数あり）
- ・ 利用者の確保も難しい。（同様意見複数あり）
- ・ 事業所も少ないしヘルパーも少ない。働き手が増えるような施策をお願いしたい。市で人材フェアをやるなど対策してほしい。（同様意見複数あり）
- ・ 資源を出して終わりではなく、人材確保が少しでもしやすくなるよう、市独自の賃金手当なり、居宅介護では賄いきれない事は、公共機関で補っていけるよう、ハード面（入所施設、市民がいつでも誰でも使える入浴施設等）の整備を行ってほしい。
- ・ 精神障がい者への家事援助、身体介護、通院等介助の支給決定と実態が伴っていないケースが多い。
- ・ 事業所側も高齢者のターミナルケアで忙しいことが多く、利用したい日程でサービスをお願いできない事が多く調整に苦慮している。
- ・ 市内に、資格取得のための講座が少ないので不便。
- ・ 一対一の個人宅訪問を敬遠される。
- ・ 計画通りに居宅サービス（家事援助）が入らない。
- ・ 埼玉県は障害福祉サービスのみが実務経験になるため、東京に倣っていただけないか？
- ・ 支援者側の絶対数が少なく、無理に放デイを利用している児童が一定数いると思われる。
- ・ 医療的ケア児*等であっても、事業所側のリスクに比較して報酬が十分であるとは思えない。
- ・ 資格所有していても、承認が出るまでの時間がかかる。
- ・ 同行援護の資格を持っている職員が少ない。



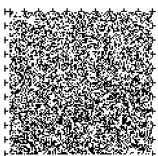
- ・ 最重度知的障害の支援、行動障害が強い方への支援時に対し、包括的に柔軟に対応する必要があるが、あまり理解が得られないため事業所の負担が増えていることを知ってほしい。
- ・ 自立支援の為ともに行うケアを身体介護に。
- ・ 要望に対して応えきれない。
- ・ 精神疾患の方で行動援護があったら、もっと経験の幅が広げられて、社会参加のハードルが下がるのではないかと思う。
- ・ 障がい児が利用できる施設を増やして欲しい。
- ・ 行っている事業所を見つけるのが難しい。(定員いっぱい等で)
- ・ 常勤職員を派遣すると経営的に厳しい。
- ・ 利用希望時間帯が重なることが多く派遣しきれない。(8～10時)
- ・ 医療的ケアを受け入れられる事業所が少なすぎる。他にも受け入れられる場所を作ってほしい。
- ・ 負担0円でも一度は支払いその後返金する等公金が利用されていると自覚できる仕組みに。
- ・ 計画作成(相談員)が機能していないケースが多い。(セルフプラン以外で)
- ・ 認定が厳しすぎる。

就労系・生活介護等日中活動系サービスへの意見	
人員の確保が難しい(資格保持者など)	14
利用者の確保が必要である	9
就労支援のネットワークの整備が難しい	6
短期入所ができる場所の不足	5
地域資源の確保が難しい	5
運営資金の確保が難しい	4
その他	3

- ・ 長期的に働いてくれる人の確保が難しい。(同様意見複数あり)
- ・ 事業として利用者が来ないと運営ができない。利用者様をご紹介していただきたい。(同様意見複数あり)
- ・ 若年層の人員確保が難しく、福祉系学校との就職連携を行える体制があると助かる。
- ・ 緊急的に利用できる場(事業所)がない。
- ・ 人材確保のためにも、待遇の大幅な改善が必要。
- ・ 看護職員の確保が難しい。
- ・ 保護者に対する、施設の公的情報発信源を広く伝えてもらいたい。

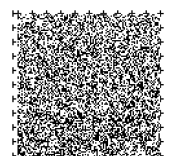


- ・ 障がいのある方が工賃を賄える作業を行えるよう企業の協力はもちろん、利用者が仕事への意識を持ち、就労の底上げにつなげていけるよう関係機関の連携が必須。
- ・ 社会動向やニーズに合わせ、市内在住者限定でなく対象者を広く受け入れるべきだと感じている。
- ・ 施設の周知の工夫が必要と思う。
- ・ 職場定着支援終了後のフォロー体制をスムーズにしてほしい。
- ・ ネットワークがそもそもないので就労支援課もパンク状態です。
- ・ 就労支援での連絡会などがあるとよいと思う。
- ・ 市内で身体障がいのある方が利用できる事業所が少ないと思う。(同様意見複数あり)
- ・ 家族の緊急時に受け入れる資源が身近にない。
- ・ 親御さんに何かあった時にすぐに使える短期入所施設が少ない。
- ・ 重度の障がいのある方の受入れが少ない。
- ・ ショートステイ*に対するニーズは多くあるが、事業所の不足等により利用ができないという現状がある。
- ・ 医療的ケアが必要な方が使える施設がない。
- ・ 支援学校卒業後の肢体不自由の方の行き場に苦慮されているご家庭が多い。地域資源の充実が必要。
- ・ 継続的運営の為、物価対策の補助を手厚くしてもらいたい。
- ・ 運営資金は、基本報酬で賄える仕組みにすべき。
- ・ 利用者が欠席すればその分マイナスになるため、コロナ禍では運営資金に苦慮した。
- ・ 施設の老朽化改善に経費が回らない。
- ・ ハローワークで就労継続支援A型事業所を勧めるのはその方の就職先での定着を妨げるので辞めていただきたい。

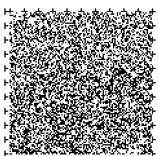


居住系サービスへの意見	
人員の確保が難しい（資格保持者など）	14
利用者の確保が必要である	9
就労支援のネットワークの整備が難しい	6
短期入所ができる場所の不足	5
地域資源の確保が難しい	5
運営資金の確保が難しい	4
その他	3

- ・ 資格保持者に係らず職員の確保が難しい。（同様意見複数あり）
- ・ 市内に80か所以上グループホームがあるはずなのに、何故地域で生活の場を探している重度障がい者が沢山いるのか。重度の人が利用できるグループホームが少ない。（同様意見複数あり）
- ・ サービスを必要としているご利用者とマッチする方法が少ない。
- ・ オープン以来満室にならずに困っている。
- ・ どのようにしたら入居者様を募らせるのか、営業だけでは難しいのか。
- ・ 報酬が低すぎる。重度者の受入れや2名体制の夜勤を取り組んでいる状態の評価を市から独自でしてもらいたい。
- ・ 中小企業なので信用がなく融資が難しい。
- ・ 市からの補助金があると助かる。
- ・ 管理・事務・設備維持のための費用確保が難しい。
- ・ 重度障がいの方々を受け入れるにあたり、現場とのズレが出ている。
- ・ 福祉計画の令和5年度共同生活援助目標値は49カ所であるが、現在78カ所ある。選べることは良いが、サービス実態は不適切ケアが多く見られ、虐待案件にも発展しかねない状況がある。必要量と質の担保をどうしていくかが課題であると考えます。
- ・ 入所施設、精神科入院病棟がない春日部市において、重度障がい者を受け止めている事業所に対して市単の補助の検討を。
- ・ 事業所が乱立気味。支援内容が事業所任せで利用者や家族が困っているケースが多い。
- ・ 武里周辺は団地が多く、グループホーム用住宅の確保が難しい。また、以前に市街化調整区域での申請を断られた事も有る。

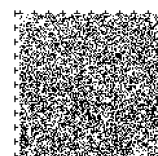


- ・ 法律の規制から物件がない。
- ・ 重度障がい者は他害等あると直ぐに退所を迫る事業所が多い。
- ・ 支援者の質が低いので虐待などが心配。市は積極的に研修会など開催して対応すべき。
- ・ 車イスの利用者様が周辺バス利用、店舗利用などを行いたいが、道路ががたがたで移動が大変。道路整備をお願いします。
- ・ 入所施設が市内にない。人口から考えたら1か所は欲しい。(同様意見複数あり)
- ・ 市民200人以上が他市、他県の事業所を利用している現状に対する春日部市としての責任は？
- ・ 入所施設の取り組みについて。「手をあげてくれる法人がいれば相談に乗る」ということだが、相談とは具体的にどのような中身で相談に乗っていただけるのか。用地の確保？設立の補助？運営の補助？
- ・ 施設入所支援を利用する方、また、その家族が困っている状況が計画審議会でも報告され続けている。入所施設の整備をしないのであれば、現実的に困っている利用者、その家族にどのように対応していくのか、市としての方針を出す必要があると考える。

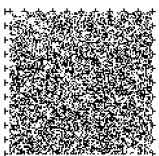


相談支援への意見	
運営資金の確保が難しい	5
人員の確保が難しい（資格保持者など）	5
サービスの枠組みに問題がある	4
地域資源の確保が難しい	2
その他	7

- ・ 計画だけでは資金面で運営が難しい。（同様意見複数あり）
- ・ 人材の確保も厳しくなる。（同様意見複数あり）
- ・ 請求ができない事や、人件費で運営厳しい。（同様意見複数あり）
- ・ 委託相談支援として困難ケース介入から計画相談支援導入後、マネジメントの必要性が低くなっても、その後、引き継げずケースが溜まっている。このままだと委託相談支援の動きが出来ない状況。重層的に相談支援体制を整え、具体的な解決に繋げていく必要がある。一方で、計画相談支援で、収益を上げていかないと、人件費の問題で、専門性をもって動ける職員の確保は困難である。
- ・ 相談支援専門員1名あたりの相談枠が均一化していないために期間によっては、抱え込み状態があり追いきれない問題も抱えている。
- ・ 相談支援員を増やし必要な児童には必ず付けられる体制を整えて欲しい。
- ・ 困難事例などのバックアップは欲しい。現在、市に協力をしてもらうしかないが、将来的に相談支援事業所の相談員の窓口があると助かる。
- ・ ウ（運営資金の確保が難しい）やエ（人員の確保が難しい（資格保持者など））の要因も含めてだが、指定計画相談事業の実績に偏りがあり、公的な社会資源になり切れていない。委託相談も含め契約時や指定時の枠組み設定に基本的な問題がある。
- ・ 春日部では相談支援体制が確立しているとは言えないと思う。基幹がないが委託・特定指定・行政の役割を明確にし、行政で一時相談を受ける体制が必要に思う。基幹相談については委託の事業所に正式に課としてお願いに回ってみるのがよいと思う。
- ・ 相談支援員の数を増やしてほしい。



- ・ 就労移行等の知識もなく、得意分野ではないので、照会をしてくれず、避ける傾向にある。
- ・ 定期的なモニタリングの実施ができていないのか？他市では、定期的にモニタリングの電話連絡や表が送られてくるが、市内の相談事業所からはモニタリング表が送られて来ない事業所が大半。基幹相談支援センター*が無い。
- ・ 他市ではあったが、サービス等利用計画を書いてもらえないと当事者からの問い合わせがあった。
- ・ 利用者さんの実態やニーズ、希望にあった時間数が支給されなくなって来ていて、居宅介護派遣側からすると、そこはこちらではどうしようも出来ないのでは市で考えてほしい。
- ・ 計画相談の定着。

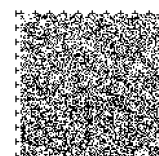


地域活動支援センターへの意見	
運営資金の確保が難しい	3
人員の確保が難しい（資格保持者など）	3
利用者の確保が必要である	1
地域資源の確保が難しい	1

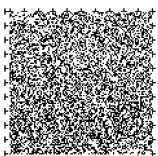
- ・ 不特定多数の来所に対しスタッフの確保が難しい。（同様意見複数あり）
- ・ 利用者確保のため特別支援学校やグループホーム等に声掛けをしているが難しい。
- ・ 令和4年度より春日部市単独補助による家賃補助を頂けるようになり助かっていますが、職員のキャリア（経験年数・資格保持）など人件費の確保が年々厳しくなっている。そのため法人内の収入より運営費を補填しているのが現状。障害福祉サービスでは拾いきれないニーズ補充をするため地活は精神障がい者の心のよりどころとして大切な場となっている。
- ・ 職員に一般的な額のお給料を支払える程度の補助金を希望。
- ・ 補助金だけでは運営がきびしい。
- ・ 精神障害の特性上、関係性とやりとりを大切にしながら、活動を積み上げ、その連続の中で、当事者への支援（リカバリー、エンパワメント）している。しかし、職員が安定しないとなかなか継続的に積み上げていく支援が難しい状況がある。

障害児支援事業への意見	
人員の確保が難しい（資格保持者など）	19
サービスの枠組みに問題がある	7
運営資金の確保が難しい	6
利用者の確保が必要である	5
地域資源の確保が難しい	3
医療的ケア児*への対応が難しい	3
その他	2

- ・ 人材の確保に苦慮する。（同様意見複数あり）
- ・ 新規の利用者が増えず、経営に影響している。利用者の確保が難しい。（同様意見複数あり）
- ・ 児童発達支援管理責任者及び資格保持者の応募がない。
- ・ 利用枠以上に希望者がいる。
- ・ 有資格者の方を採用しても、即戦力となる方は皆無で、事業所で育てて行く覚悟が必要。



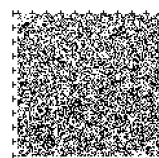
- ・ 施設が増える事は利用者様への支援の受け皿が増えるという部分では良い事だと思うが、圧倒的に保育士・児童指導員等の直接処遇職員が不足している。この地域にいる資格保持者と施設数とのバランスが取れていないように感じる。
- ・ ことばの発達で悩んでいる保護者がたくさんいる。需要が高いのに必要なある一定期間の訓練を保護者は望んでいる。必要な施設においては専門職員を斡旋してほしい。春日部に住む子供たちが安心して成長していくために今何が必要なのか吟味してほしい。
- ・ 事業所（障害児相談支援）が圧倒的に少ない。
- ・ 相談支援に繋がってほしい利用者が多くいるにもかかわらず、受け皿が少ないため繋がれないのがほとんど。繋がったとしても、事業所と相談支援との連携がほぼ取れていないのが現状。
- ・ 事業所（放課後等デイサービス）が乱立気味で実践内容が把握しにくい。
- ・ センターであるふじ学園には、ペアレントトレーニング*を実施して欲しい。児童発達支援事業所のガイドブックにも実施することが望まれるとあること、今後の発達の分岐点となるような年齢期でその効果は非常に高いと思われる。親支援のアプローチは他にいくつもありますが、ペアトレは疑いの余地なく王道。
- ・ 支援が行える体制であれば、営業日すべてに関して、各職種の配置が必要という条件は必要性が薄い印象がある。いかなる休みでも対応できるように職員を各職種分、満遍なく雇うとなると、運営資金を圧迫し、事業が成り立たなくなってしまう。例) 看護師Aの休みが取れるように、看護師Bや看護師Cを雇うなど。
- ・ 重症心身の児童デイは、児童指導員より介護福祉士の方が支援の内容に関しても即戦力であるケースが多い。介護福祉士も児童指導員の任用要件にできると利用者の支援が充実できるのではないかと。



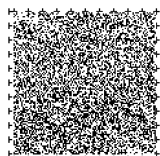
- ・ 補助金等の増額を望む。
- ・ 障がい児が利用できる施設を増やしてほしい。
- ・ タイプ別児童発達支援であっても、療育の機能が乏しい。
- ・ 重心のお子さまの通える事業所が少ないがために、看護師を配置していないと利用できない医療的ケア児*の受け入れ先がなく困っている。
- ・ 相談支援で案内できる事業所が限られている。
- ・ 医療的ケアを受け入れられる事業所が少なすぎる。常に利用者が空き待ちをする状況になってしまう。他にも受け入れられる場所を作してほしい。当事業所だけでは限界になっている部分がある。もっと行政の協力が欲しい。

・ 事業所の運営・活動上の課題

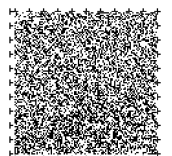
- ・ 人員不足のため、依頼を断らざるを得ないことがある。より多くの利用者受け入れをしていくには、人員確保が課題。(同様意見複数あり)
- ・ 運営費用の確保が厳しい。(同様意見複数あり)
- ・ 災害・防災への対策の計画と訓練の充実。災害時、福祉避難所としてどう対応していくかが課題。(同様意見複数あり)
- ・ 利用者、家族の高齢化によりキーパーソンの世代交代が滞っていることも大きな不安材料。次世代の育成が課題。(同様意見複数あり)
- ・ 強度行動障害*者への支援や、サービスの質を向上するため、職員のスキルアップが必要である。(同様意見複数あり)
- ・ 直接雇用の職員の確保と、長期雇用による支援力の向上による利用者の増加が課題である。(同様意見複数あり)
- ・ グループホームの重度受入れ促進の方向性は賛同しているが人員、運営費の確保が難しい。特に自発的行動のとれない利用者にとっては支援の手が必要であり、外部支援の利用で足りない部分のフォローが大きな負担。
- ・ 物価の高騰により経費がひっ迫しており、年金世帯の多い利用者に対し費用の値上げも安易に踏み切れず、どう乗り越えるか課題。



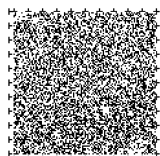
- ・ 就労継続支援A型のサービス提供内容とそこに発生する工賃と利用者の訓練としての成果のバランスが中々整わないことが課題。障害特性により個人の持つ作業意欲や能力には限界があり、訓練内容と就労機会の提供に対し何に優先を持っていくのかは日々試行錯誤しながらの業務となっている。利用者1人1人の自立に向けた訓練の実施と安定した運営とのバランスが課題。
- ・ サテライトオフィスを新たに設置し、そこでも在宅時に取組める環境を構築し、利用者の取り組みの質を著しく向上させることができた。この試みは利用者にとっても好評であり、今後は就職選択としてリモート・在宅の仕事もあることを認識していただき、身体の方や中度の障がい者でも働けるといふ希望を持ちつつ、幅広く障害を知っていただき、利用を通して仕事を決めていってもらわねばならない。
- ・ 社会的に問題が起こると、その都度、安全面などの調査があり、整備や運営、委員会等の立ち上げが求められるが、小規模の事業所としては時間的設備的等負担が大きい。例えば、置き去り問題で、バスと3列シートワゴン車では問題の視点が違うと考える。
- ・ グループホームから地域への一人暮らしを希望される方のアパート探しが大変。門前払いを受ける事も多く、本人に意欲があってもそれが削られていく。
- ・ 専門的アドバイスを受けられる機会が少ない。言語の遅れで困っているお子さんが多い中、言語聴覚士の直接支援を受けられる機会が少ない。
- ・ 療育の必要性を知ってもらうため、《早期療育》の意味を考えるきっかけとなる場として活動をしていきたい。



- ・ 生活介護は重度の方が利用するため、親族は老後のことを心配している。そのため、共同生活援助事業が重要となってくるが、重度の利用者が入居できるグループホームが少ないのが現状である。重度の利用者に対応したグループホームをどう建てていくかが課題。
- ・ 感染症予防を重視した計画を立て衛生管理に取り組む。
- ・ 個別のケースワークから地域課題解決への取り組みを業務として行っていく上で、明らかに人材不足である。対応可能な職員を雇うにも人件費が足りない。多問題を抱えた当事者、家族へのケースワークから、膨大に増え続ける専門性のない事業所へのサービス調整、地域課題を解決するために、協議会・審議会・各種連絡会議への参加等、継続していくには限界を感じている。
- ・ サービスを必要としている利用者と事業所のマッチングの機会が少なく、互いの認識へのギャップをどう埋めていくかが課題（同様意見あり）。
- ・ 精神障がいの方への支援についてはノウハウがあるが、それ以外の障がいの方への支援が課題となっている。
- ・ 利用者のニーズにあったサービスを提供できているかは、常に課題である。
- ・ 地域との連携をより濃厚にし、問題が起きた際に協力又は理解を得られる様にする必要がある。
- ・ 福祉事業所であっても、一般で行っているような多様な働き方を取り入れている。扶養内で働きたいなどのケースもあるので、個々のニーズにあった働き方を提案できると良いと思う。
- ・ 地域の事業所との連携や意見交換の場を持つことが課題（同様意見あり）。
- ・ 知的障がい者、精神障がい者が内科的な疾患に対応してくれる医療機関が少なく、生活支援施設として非常に困っている。
- ・ 長期入院になった利用者が退院後も安心して元のグループホームに戻れるような抜本的な制度改正が必要。（特に家族がいない人。）



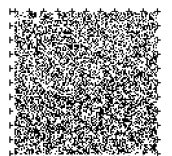
- ・ 家族のいない利用者に対する後見人制度の利用促進。
- ・ ワンオペでの業務に対する精神的負担が大きく、職員の確保がより厳しい。
- ・ 障害福祉サービスの場合、直接利用者から相談・依頼がくることもあるが、介護サービスのケアマネージャーにあたる立場の人の介入が少ないとトラブルになることが多く、対応に困ることがある。
- ・ 新規事業所の増加による利用者の確保と、他の事業所と差異化が課題（同様意見あり）。
- ・ 人員確保。法的に満たされた人数であっても特別な対応が必要となる児童の利用が多いと人員が必要になる為、強度行動障害*支援のみではなく、児童の特性による加配加算などがあると有難い。
- ・ 他ホームでは受入困難な利用者（特に知的）を中心に受入れているが、人員確保が課題。教育をしても対応力のあるスタッフが育つのに時間がかかり、棟数をなかなか増やせない状況が続いている。
- ・ 利用者の障害特性から医療機関や他職種との連携が欠かせない状況。
- ・ 建物が狭く利用者の活動に支障をきたしている。（作業、トイレ、休憩など）
- ・ 設備の経年劣化により、買い替え等が必要。
- ・ 人材が集まらず職員の業務過多が慢性的にある。（送迎業務との兼務、支援の打合せ、作業の準備、支援記録の記入など）
- ・ 職員の休憩場所がない。（十分な休憩が取れない）
- ・ 障害児支援において、高校卒業後、大学や専門学校等へ進学した後の支援についてが課題である（同様意見あり）。
- ・ 複数の部屋があるため、安全管理の徹底。
- ・ 有資格者などの職員の確保・人材育成・所得補償（同様意見あり）。
- ・ 施設が2階のため、バギーなどと一緒に移動することが大変。特に災害時が手薄。
- ・ 送迎車の台数が少ないため、一度に利用者を集めることが難しい。
- ・ 新規に施設を建てる際に、用地や人員の確保が難しい（同様意見あり）。



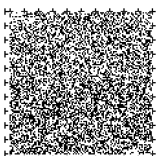
- ・ 支援する上で虐待としつけの狭間で難しい部分がある。
- ・ 言語聴覚士ことばの教室として、保護者達が望んでいる活動の一つなので、市の職員にも市・民営と区切ることなく、春日部全体の子供たちに必要な支援として受け止めて欲しい。
- ・ 就労継続支援B型事業所を利用可能だが、自力通所が困難な利用者について、送迎手段の確保が課題となっている（同様意見あり）。
- ・ 職員の急遽休業時のシフト変更。
- ・ 事務費、人件費、設備維持他管理費用の増加。事務作業負担が増加しているが、専門職員を雇用することができず、一部の職員に負担が集中してしまう。管理職を含めた人員が十分とは言えず、夜間・休日・緊急時の他、災害・感染症発生時の体制に不安がある。

・ その他の意見・課題等（計画の策定・推進状況）について

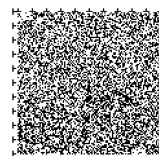
- ・ 学校との連携が密になれば、今よりも利用者の状況や要望に沿うことができ、支援の充実につながると考える（同様意見複数あり）。
- ・ 移動支援を利用したい利用者が数名いるが受けてくれる事業者がほぼない。受けてくなくても身体有りでないと言えないと言われる。利用者の援護地によって申請をできないと言われる事が多い為、外出支援の対応があまりできていない。
- ・ 重度の方でも利用できるグループホームは、一般的な戸建て住宅だとなかなか難しい。重度の方が利用するには、新築で設計する必要があると思うが、新築で建てる場合、市街化区域でなければ建てられないというルールがあり、資金的に市街化区域だと中小企業の法人としてはなかなか手が出せないのではないかと。市街化調整区域でも新築で建てられるようになれば、助かる利用者様も増えるのではないかと。



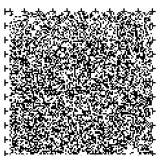
- ・ 地域課題が山積し過ぎており、おそらく誰もがどこから手を付けてよいか分からない状況になっている。一方、山積した問題の先には利用者、家族がいる。課題が山積していても、問題が起こった時に、利用者、家族に寄り添えるよう、相談支援体制の整備を優先的に進めていく必要があると考える。その為に、協議会での課題共有と何から手を付けていくかを明確にさせ、協議会の組織再編し、今後の取り組みのエンジンにしていけるようにする必要があると考える。
- ・ 基幹相談支援センター*設置に向けて、まず自立支援協議会が課題を解決できる運営にしたい。その上で障害者計画を策定できる春日部市にしたい。
- ・ 相談支援からのプランがない。
- ・ 障害者グループホームには、援護地が市外・県外の方々がいる。春日部市は県外等の方への支援もあり、ありがたい。だが、サービスによっては”市内に住所を有すること”が条件となり使えないサービスもある。仕方がないこととは思いますが、障がいのある方にとっては、社会的障壁となってしまう、残念に思う。
- ・ 予算ありきの計画にならないように、市民にとって重要なことは外さないように、計画に盛り込めるような行政の責務を果たしていただきたい。
- ・ 実態調査あつての計画策定。財政の後ろ盾があつての計画推進。
- ・ 医療ケア児の実数と公的サービスの利用状況、医療ケア児に提供している公的サービスの内訳。
- ・ いろいろな計画の策定、計画の推進体制について、組織で対応することができず、常に追われているような状況なのが課題。



- ・ 春日部市障害者計画及び地域福祉計画のコンセプトである「障がいのある方が住み慣れたこの街に必要な支援（サービス）が受けられるよう資源を整備する」こととあるが、「暮らしの場」において、200人以上の重度の障がい者が他市、他県の「入所施設」を利用せざるを得ない状況がある。計画の実施責任が市にあることや「入所施設」の必要性について市も認めていることなどに鑑みると、市内への入所施設の設置について、市としての役割や責任（リーダーシップ）を発揮すべきと考える。またこの現状をトップ（市長）にも進言すべきである。人口23万人を擁する大都市においては、必要な資源は自前で整備する姿勢が欲しい。
- ・ 医療的ケア・重症心身障がい児などについて、行政の人の理解を深めて、家族からもっと意見を聞いてほしい。ギリギリのところ頑張っているご家庭が多い。
- ・ 春日部市障がい者支援課の職員数が不足していると感じる。市職員の区分の聞き取りに際して、利用者本人を見て知る機会を。適切に業務をこなせるよう人員増を（同様意見複数あり）
- ・ 障がい当事者や家族の声・自立支援協議会の意見を反映した計画の策定を。
- ・ 計画の推進にあたり、適切な予算を。
- ・ 春日部市は福祉の充実を謳っているが、必要な人に届かず、実態は乖離している様を感じる。
- ・ 加算という形態ではなく、正規職員を前提とした基本報酬の引き上げが必要。そのうえで、人件費等に適切に使われているかのチェックをして欲しい。救急指定病院のような大きな病院であっても医師の障がい者への理解が乏しく、利用しづらい病院がある。



- ・ 移動支援ではカバーできない通所など、市独自のサービスで安心して今の生活が続けられるようにできたらと思う。移動支援を行っている事業所にも利益がでるような仕組みを作ってほしい。
- ・ 昨今の研修はZOOMで行われることが多く、サービス管理責任者研修などはWi-Fiでは受けられなく、有線のみとなっているため、インターネット環境の整備、及びパソコンの設置に追われている。パソコンを使えない職員も多く、その教育も必要なので、インターネット環境整備補助金のようなものがあると助かる。



7 用語の解説

あ行

医療的ケア児

新生児集中治療室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がいのある子どものことです。

か行

学習障害（LD）

読み書き能力や計算力などの算数機能に関する、特異的な発達障害のひとつです。的確な診断・検査が必要で、一人ひとりの認知の特性に応じた対応法が求められています。

春日部市子ども・子育て支援事業計画

平成24年に閣議決定された子ども・子育て新システム関連3法に基づくもので、今後の春日部市の少子化対策、子育て支援に関する施策を積極的に推進するための計画です。第2期計画は令和2年度から6年度までの5年間を計画期間としています。

春日部市障害者計画

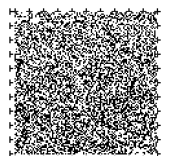
障害者基本法に基づき策定する計画で、本市における障がい者のための施策に関する基本計画として、障がい者の実情に応じた、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野への参加など、福祉施策の総合的な推進に資することを目的としています。

春日部市障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき策定する計画で、本市における障害福祉サービスの具体的な数値目標と確保方策を定めることを目的としています。

基幹相談支援センター

相談支援体制の強化を目的として、平成24年4月から障害者総合支援法に基づき設置されることとなった施設です。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業および障がいのある人に関わる相談支援を総合的に行うことを目的としています。



強度行動障害

自傷、他傷、もの壊し、睡眠の乱れ、異食など本人及び周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特に配慮された支援が必要な状態を指します。

高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のことです。

広汎性発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、高機能自閉症を総称した障害名です。

さ行

埼玉県障害者支援計画

障害者基本法、障害者総合支援法および児童福祉法に基づき埼玉県が策定する計画で、県内における障がいのある人や障がいのある子どものための施策推進の基本的方向や、達成すべき障害福祉サービス等の目標などを明らかにし、障がい者・障がい児施策の総合的な推進を図ることを目的としています。

自閉症

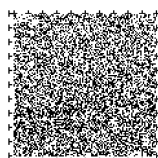
対人関係が苦手で、強いこだわりをもつ発達障害の一種です。

社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体です。名称を省略して「社協」とすることもあります。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会があり、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいます。

重度訪問介護

重度の肢体不自由があり、常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除の家事、生活等に関する相談や助言などを総合的に行うサービスです。



手話通訳者派遣事業

障害者総合支援法に基づき、聴覚障がい者等とその他の者との意思疎通を支援するために「手話通訳者」または要約筆記者である「意思疎通支援者」の派遣を行う事業です。

ショートステイ

居宅で介護を行っている保護者やその家族が病気等（出産、事故、または私的理由など）により、一時的に障がい者（児）を介護できなくなった場合などに、障がい者施設等に短期間入所することです。

障害支援区分

市町村が障害福祉サービスの種類や支給量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分です。区分 1 から区分 6 までの 6 段階の区分で示されます。

障害者基本計画（第5次計画）

国の障がい者施策の基本方針を定めたもので、令和5年に定められました。

障害者基本法

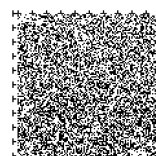
すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念をもとに、障がいのある人の自立および社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めた法律です。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、平成 25 年 4 月 1 日に施行された法律です。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がいのある人の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされました。

障害者相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の障がいのある人等（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児）からの相談に応じる事業です。



身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた本人（15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となります。手帳の等級には1級から6級までがあります。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき本人の申請により交付されます。手帳の等級は障害の程度により1級から3級までがあり、手帳の有効期間は2年間です。

精神保健福祉士

精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神障がいのある人の社会復帰に関する相談援助等を行うソーシャルワーカーのことです。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がいや精神障がいのある人など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な人について、その判断力を補い財産や権利を保護支援するための制度です。

全身性障害者介護人派遣事業

独立自活を目指す在宅の重度（脳性まひによる障害の程度が1級の人など）の全身性障がいがある人に対して、介護人を派遣し生活圏の拡大および社会参加などの外出援助などを支援する制度です。

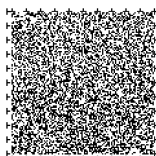
た行

地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的活動や心身機能の維持向上を目指し、送迎、入浴、創作活動、レクリエーション等の通所によるサービスを提供する施設です。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしをできる限り続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。



地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としています。「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定し、市町村において包括的な支援体制づくりに努めるよう位置づけを行いました。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

「集中できない（不注意）」「じっとしてられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴する発達障害です。特徴は、通常7歳以前に現われ、多動や不注意といった様子が目立ちますが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれています。

な行

難病

医学的に明確に定義された病気の種類ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指します。なお、障害者総合支援法では、平成25年4月1日から難病等も障がい者の定義に加えられています。

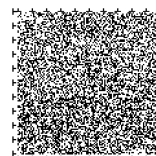
は行

発達障害

発達障害者支援法の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、生まれつき脳の一部の機能に障害があるものの総称です。

発達障害者支援法

発達障害を早期に発見し、発達障がいのある人の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律です。



ピアサポート

仲間（ピア）による支援（サポート）のことです。同じような境遇にある人が集まって会合等を行うなど、相互に支え合い課題解決する活動のことです。

ペアレントトレーニング

知的障がいのある子どもや自閉症などの子どもをもつ保護者などを対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者などの関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの1つです。

ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間をみつける」という3つの目標に向けて取り組みます。

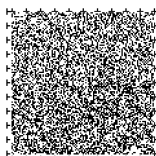
ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。自らも発達障がいのある子どもを育てた保護者が、その育児経験をいかし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作りや情報提供等を行います。

や行

要約筆記

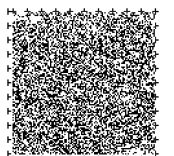
会議や講演会などの場面で、話の内容を要約して筆記することです。手で書く方法とパソコンを使用してキーボードで入力する方法があり、いずれの手法についても記載した画面を大きく映し出すことで、耳の不自由な人に対して情報を提供します。



ら行

療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障がいがあると判定された人に対して交付されるものです。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体によって異なります。埼玉県基準では重度の側から㊤、A、B、Cの等級が定められています。



第7期春日部市障害福祉計画

発行年月 令和6年3月

発行 春日部市福祉部障がい者支援課

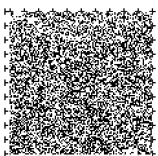
住所 〒344-8577

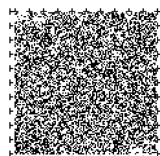
埼玉県春日部市中央七丁目2番地1

電話 048-736-1111（代表）

F A X 048-733-0220

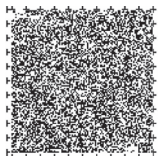
U R L <http://www.city.kasukabe.lg.jp/>







春日部市



リサイクル適性[Ⓐ]

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。